



**令和8年度  
ことしのまちのしごと**

熊本県菊池郡大津町 



冊子「令和8年度ことしのまちのしごと」は、  
令和8年当初予算の内容を掲載しています。  
また、記載時点での情報であるため、場合によっ  
ては、変更等が生じることがあります。  
あらかじめご了承ください。



令和8年度 ことしのまちのしごと

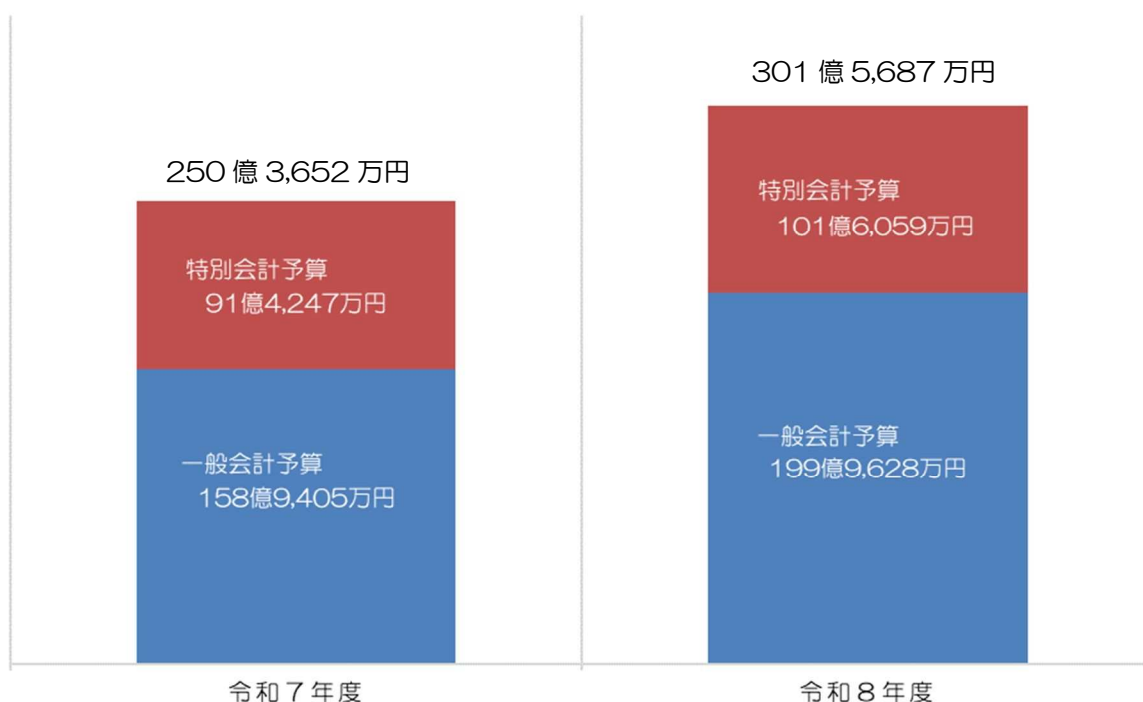
●令和8年度大津町の予算	1
●主な事業の紹介	
<b>1. <u>ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち—産業—</u></b>	
1-1 農林業の振興	4
1-2 工業の振興	5
1-3 商業の振興	6
1-4 観光の振興	6
<b>2. <u>生涯にわたって誰もが元気で健やかに暮らせるまち—保健・福祉—</u></b>	
2-1 健康づくりの推進	9
2-2 子ども・子育て支援の充実	15
2-3 高齢者福祉の充実	18
2-4 障がい者福祉の充実	20
2-5 地域福祉の充実	21
2-6 保険制度の健全な運営	22
<b>3. <u>ふるさとを誇り、明日への夢が育つまち—教育・文化—</u></b>	
3-1 家庭教育への支援	25
3-2 幼児教育・学校教育の充実	25
3-3 生涯学習・生涯スポーツの推進	29
3-4 地域の歴史・文化の継承と文化活動の振興	31
<b>4. <u>便利と安心とにぎわいが調和した暮らしやすく、活気のあるまち—生活環境基盤—</u></b>	
4-1 土地利用政策の推進	32
4-2 快適な住環境の確保	32
4-3 道路・交通ネットワークの充実	35
4-4 環境にやさしいまちづくり	42
4-5 交通安全・防犯対策の強化	44
4-6 消防・防災・救急体制の充実	45
<b>5. <u>つながり、安心、尊重を実現する未来へつづくまち—町民活動・町政運営—</u></b>	
5-1 まちづくり参画と行政との連動	49
5-2 健全な行財政の運営	53
5-3 人権を尊重する地域社会の形成	54
●よくある質問	55
●問い合わせ先一覧	70

# 令和8年度 大津町の予算

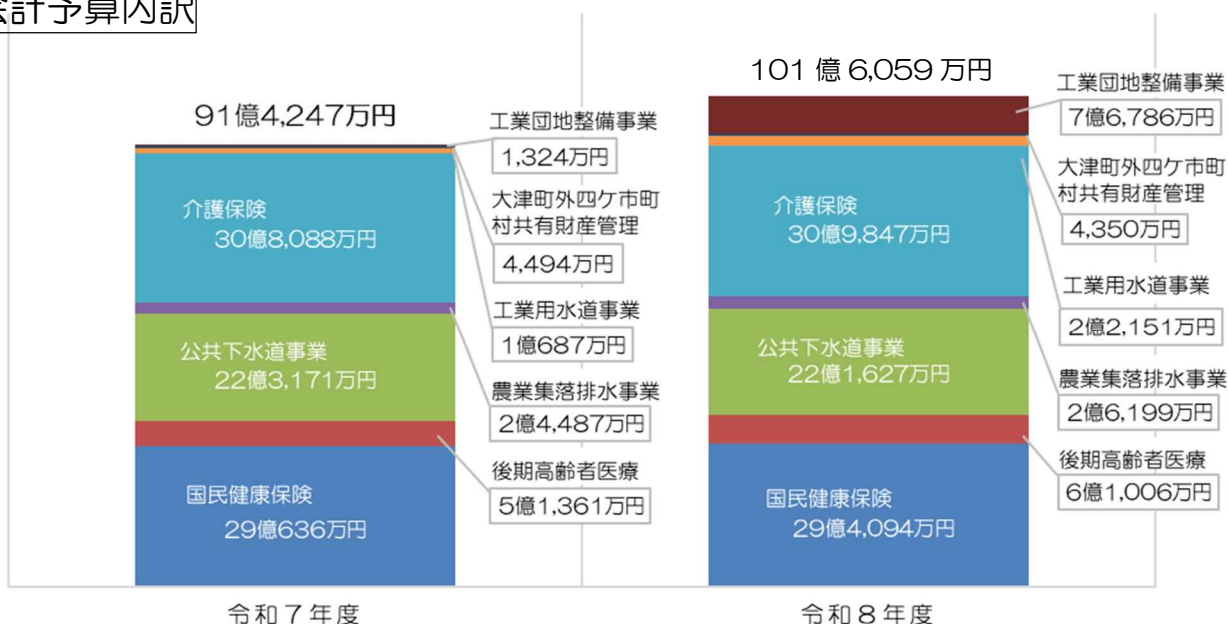
## 令和8年度 町の予算総額

令和8年度の大津町の一般会計と特別会計を含めた予算総額は、301億5,687万円です。令和7年度の予算総額250億3,652万円と比べ、51億2,035万円（20.45%）の増額です。

### 総予算額



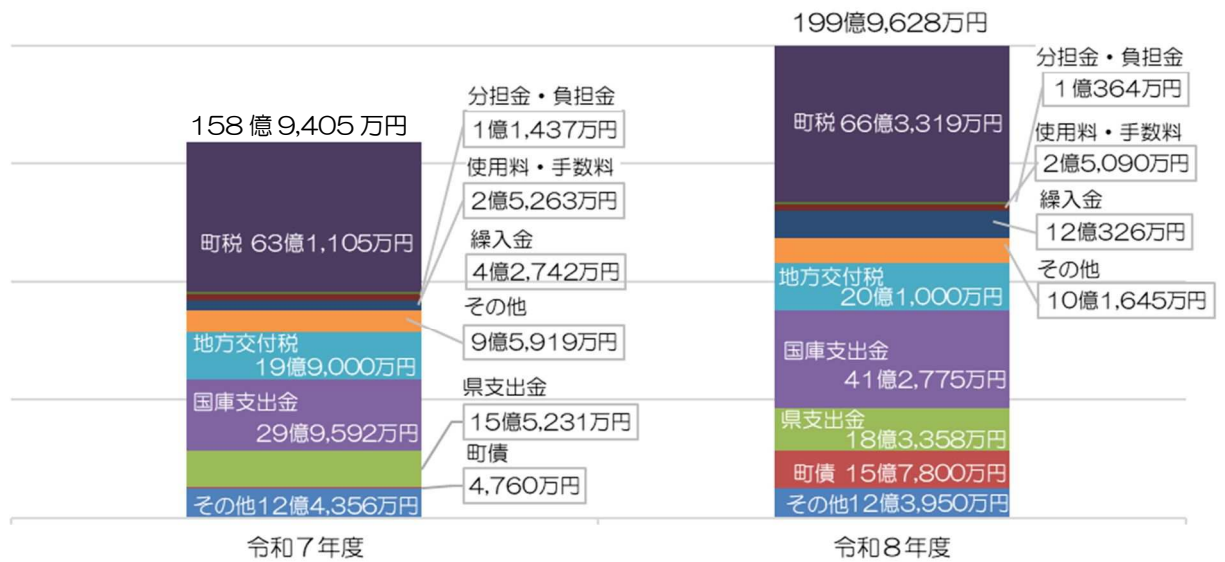
### 特別会計予算内訳



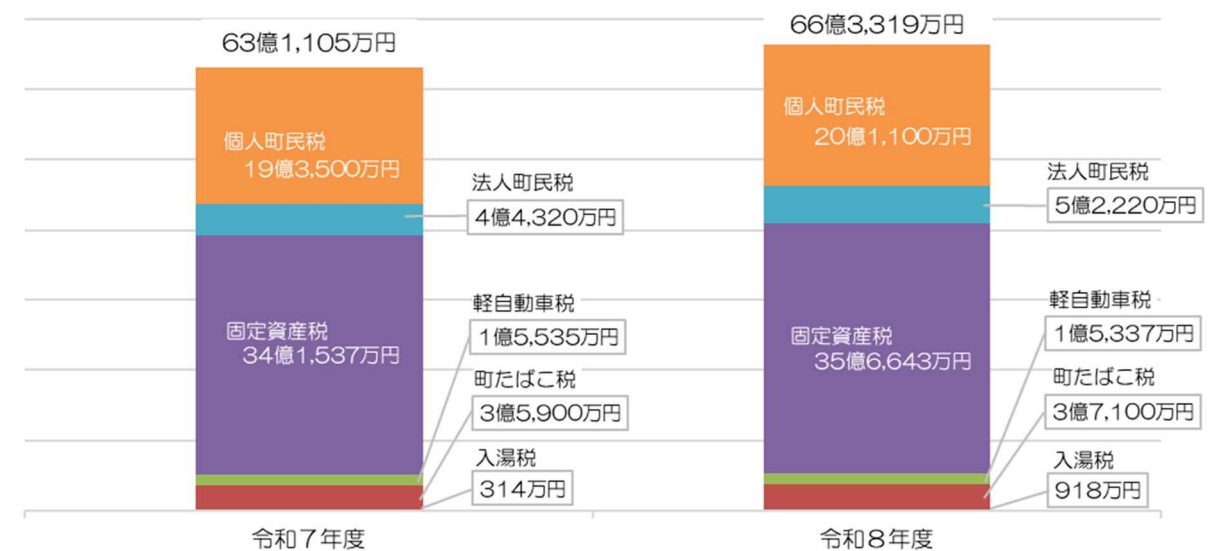
※表示単位未満端数処理のため合計額は一致しない場合があります。

令和8年度の自主財源は歳入全体の46.0%を占め、前年度比11億4,279万円（14.2%）の増額です。町税は3億2,213万円（5.1%）の増額となっています。これは、企業件数の増加による法人町民税の増額及び家屋や企業の償却資産の増加による固定資産税の増額を見込んだものです。繰入金は、令和7年度予算が骨格予算であることが主な要因となり、前年度比7億7,585万円（181.5%）の増額となっています。依存財源は、前年度比29億5,944万円（37.8%）の増額です。杉水西地区排水及び工業団地周辺道路整備事業や中学校屋内運動場空調設備整備事業、子育て支援拠点整備事業による増額や、令和7年度予算が骨格予算であることが主な要因となり、国庫支出金11億3,184万円（37.8%）、町債15億3,040万円（3215.1%）の増額となっています。

### 一般会計予算内訳

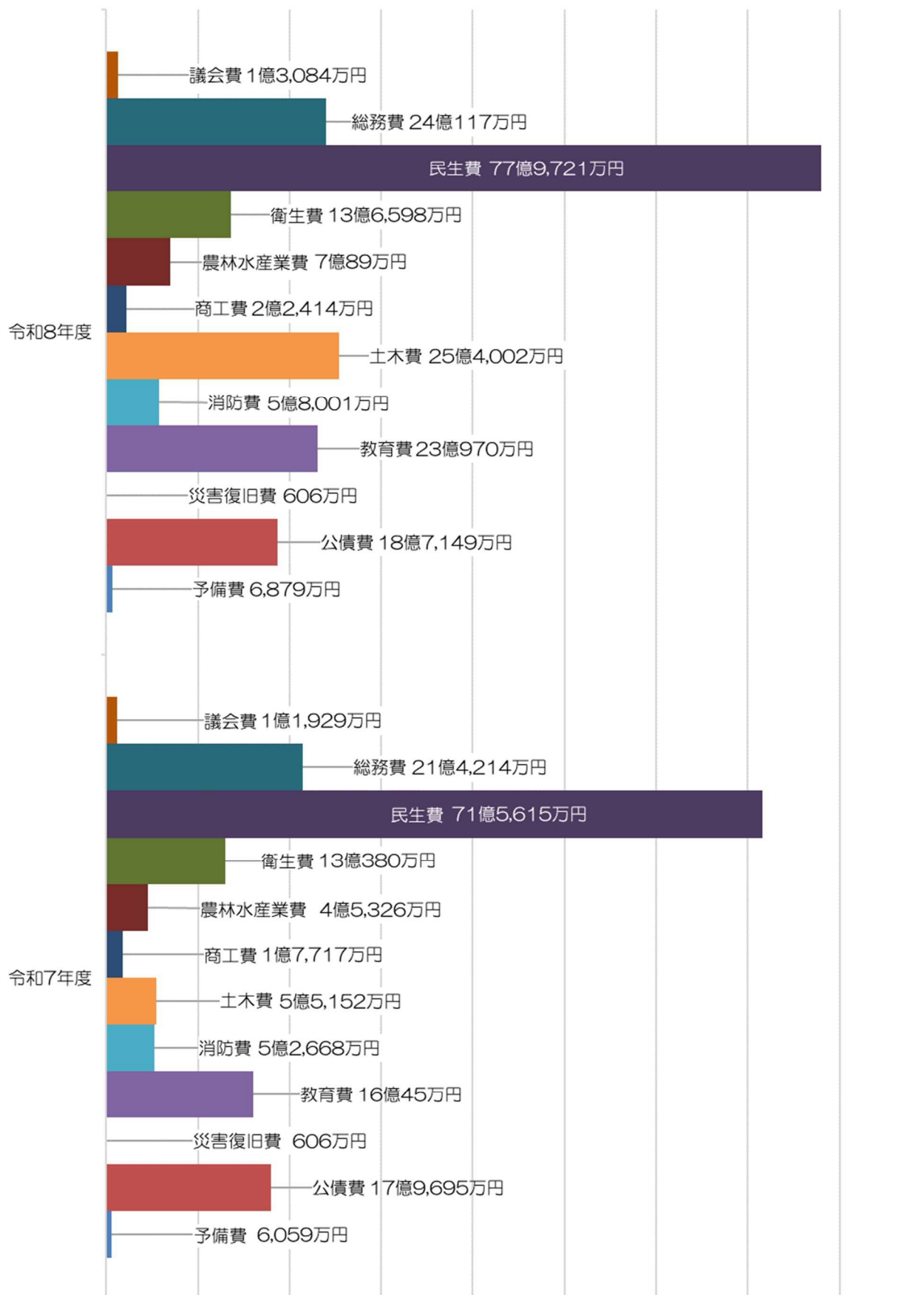


### 歳入の町税の内訳



※表示単位未満端数処理のため合計額は一致しない場合があります。

## 歳出目的別内訳



※表示単位未満端数処理のため合計額は一致しない場合があります。

## 1. ひと・もの・情報が行き交う 農工商併進のまち

### — 産業 —

中九州横断道路の開通や阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画等の本町を取り巻く環境の変化で交通結節点としての機能向上が期待され、周辺地域のクロスポイントとして、ひと・もの・情報の流動性を高めるとともに、農業、工業、商業の全ての分野で産業の活性化を実現します。

#### 1 農林業の振興

##### ◆ 地域計画推進事業【農政課】 521万円

農業者の減少や耕作放棄地の拡大に対応するため、地域農業のあり方や将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の推進を行い、農業がやりやすい環境整備に活用します。

##### ◆ 鳥獣害防止対策事業【農政課】 383万円

有害鳥獣による農作物被害防止のために設置する電気牧柵等に対し、設置費用の1/2以内（上限5万円）について補助を行います。



##### ◆ 担い手育成総合支援事業【農政課】 2,738万円

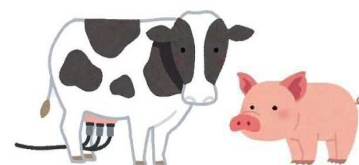
経営が不安定な就農初期段階の青年農業者の経営安定を図るため、国の交付要件を満たす新規就農者に対して、新規就農者育成総合対策事業補助金等による支援を行い、農業の後継者不足を補い地域農業の担い手の確保と育成を図ります。また、スマート農業機械の導入による農作業の効率化及び省力化促進のため、認定農業者や認定新規就農者に、対象機械の購入に要する費用の1/2以内（上限100万円）を補助します。

##### ◆ 畜産振興対策事業【農政課】 523万円

畜産業の振興と経営の安定を図るため、乳用牛・肉用牛の改良を推進し、地元ブランドの優れた牛の生産に対する、優良素牛導入費用等の助成を行います。更に、地域住民との生活環境と調和した畜産経営を実現するための環境対策も平行して行います。

##### ◆ ふれあい公園維持管理事業【農政課】 187万円

ふれあい公園や集会所の維持管理を行います。



### ◆ 多面的機能支払交付金事業【農政課】 1億131万円

農振農用地や美しい農村環境を保全するために、大津町広域協定運営委員会（29支部）の実施する草刈や植栽活動、水路整備等について、多面的機能支払交付金を活用して支援します。

### ◆ 矢護川地区経営体育成基盤整備事業【農政課】 6,205万円

上中・真木地区の圃場整備事業について、工事を行います。その他の片俣、御願所、下中地区については、推進委員会を中心に早期採択を目指した協議を進めます。



### ◆ 町有林保育事業【農政課】 4,598万円

町の財産である約600haの町有林や森林公園の下刈・間伐などを行い、価値ある木を育成するとともに、水源かん養、地球温暖化防止、山地災害防止などの森林の持つ公益的機能保全を行います。



### ◆ 私有林間伐促進事業【農政課】 340万円

私有林間伐材の市場までの搬出費用の一部を助成し、林業の振興、町有林と同様に多面的機能発揮のために私有林の間伐を促進します。

## 2 工業の振興

### ◆ 企業連絡協議会助成金【企業振興課】 150万円

企業連絡協議会は、町内で操業している81社で組織されています。情報交換、人材確保、交流や研修を行い、企業の事業活動を側面から支援しています。

### ◆ 企業誘致推進事業【企業振興課】 961万円

工業等の振興を目的に、工場・機械設備の増設等を推進し、新たな企業等を誘致するための活動を行います。

### ◆ 工業団地造成事業【企業振興課】 7億6,786万円

工業団地を造成するために調査設計、造成工事を行い、新たな産業の創出を推進します。



◆ **中核工業団地の工業用水道事業会計【工業用水道課】 2億2,151万円**

中核工業団地に立地する企業へ工業用水の安定供給を図るため、独立採算により運営しています。現在、立地企業6社に日量4,100トンの給水をしています。

また、企業の給水量増の要望に応えるため、第5水源地の増設を進めます。

**3 商業の振興**

◆ **商工会助成事業【商業観光課】 1,080万円**

①経営改善普及事業、地域振興事業等 1,000万円

経営改善普及活動などにより、商工振興を行っている「大津町商工会」に補助金を支出し、商工振興を図ります。

②商店街助成事業 80万円

町中心部にある商店街を活性化することで、肥後大津駅周辺の活性化につなげます。

◆ **大津町創業支援補助金【商業観光課】 200万円** 新規

町内で新たに起業する個人や事業者を支援します。

◆ **中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金【商業観光課】 300万円** 新規

中小企業者の人手不足解消を目的として、人が行う業務を代替する機器等の導入に係る費用を補助します。



**4 観光の振興**

◆ **観光振興事業委託【商業観光課】 1,051万円**

町外や県外、海外に本町の魅力や観光情報を発信し、PRすることで町内の滞在人口及び宿泊人口の誘客を促進し観光消費額の増大を図ることを目的とした（一社）肥後おおづ観光協会への事業委託です。

◆ **地蔵祭助成事業【商業観光課】 706万円**

歴史と伝統のある大津地蔵祭を主催する「大津地蔵祭実行委員会」へ事業費を助成します。



大津地蔵祭

◆ **明日の観光大津を創る会助成事業【商業観光課】 1,142万円**

つつじ祭、からいもフェスティバルなどの企画運営を行っている「明日の観光大津を創る会」へ事業費を助成します。



からいもフェスティバル

◆ **つつじの里づくり事業【商業観光課】 61万円**

日本一のつつじの里づくりをめざして、行政区や学校などに花苗を年2回、つつじの苗木を年1回、それぞれ配布します。

◆ **地域おこし協力隊事業【商業観光課】 1,037万円** 新規

都市部から地方に移住し、地域の魅力や価値の向上につながる活動を行い地域の活性化を図ります。

◆ **地域プロジェクトマネージャー事業【商業観光課】 642万円**

「熊本に泊まるなら大津町」をキーワードに「現代の宿場町」のブランド化に努め、宿泊者、来訪者及び通過者の町内での滞在、回遊及び消費につながる仕組みづくりを進めます。

◆ **南阿蘇鉄道沿線観光PR推進協議会負担金【商業観光課】 100万円**

南阿蘇鉄道沿線地域（大津町、高森町、南阿蘇村）で連携し、3町村の回遊や誘客促進を図ります。

◆ **菊池地域観光推進協議会負担金【商業観光課】 24万円**

菊池地域の観光振興を総合的・広域的に推進するため、県と市町、観光協会などが連携して取り組みます。

◆ バイクラブフォーラム大津町事業【商業観光課】 100万円 新規

9月のバイクラブフォーラム開催関連イベントにおいて、誘客促進等を図ります。

◆ 岩戸溪谷遊歩道復旧工事【商業観光課】 4,392万円 新規

熊本地震で通行が出来なくなった遊歩道を復旧し、南部地区の賑わいづくりを図ります。

◆ 大津町ビジターセンター管理費【商業観光課】 2,099万円

肥後大津駅南口の機能を持ち、観光案内の施設や町の玄関口として町内外の方々にご利用いただいている大津町ビジターセンターの駅改札業務・観光案内業務の委託費や施設の管理費です。



ビジターセンター

◆ 大津町まちづくり交流センター管理費【商業観光課】 720万円

町民や各種団体が実施するまちづくり活動の支援と各種団体相互の交流促進を目標とし、地域の活性化につなげるための施設の管理費です。



まちづくり交流センター

## 2. 生涯にわたって誰もが元気で健やかに暮らせるまち

### －保健・福祉－

年齢、性別、国籍、生活状況、障がいの有無に関わらず、誰もが尊厳や生きがいを持って健やかに暮らせるまちを目指し、多様性を尊重しながら、町民同士が互いに理解し支え合う地域共生社会の実現に向け、福祉のまちづくりに取り組めます。

#### 1 健康づくりの推進

##### ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【健康保険課】 228万円

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進と、健康寿命の延伸、生活の質の維持向上を目指すために、令和3年度から介護保険課と連携した高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業を開始しました。高齢者のフレイル予防や重症化予防のために、高齢者の健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施しています。

##### ◆ 後期高齢者医療健康診査費【健康保険課】 1,516万円

75歳以上の高齢者を対象に、健康で自立した生活を送るために、健康診査等を実施しています。年に一度は健診を受診しましょう。

項目	内容	費用負担
健康診査（基本項目）	6月、10月 町公共施設において実施する集団健診	受診費用約9千円のうち 自己負担額800円
人間ドック受診補助	5月中旬～翌年1月 指定医療機関での人間ドック受診の費用を一部補助	受診費用のうち 25,000円を補助
歯科口腔健診	4月～翌年2月 指定医療機関での問診、かみ合わせなどの機能検査	受診費用5,350円のうち 自己負担額400円

##### ◆ 不妊治療費（一般・特定・先進）助成事業【健康保険課】 360万円 拡充

不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。申請期限は、治療を開始した月から1年以内です。

対象治療	一般不妊治療 （保険診療で実施した人工授精）	特定不妊治療 （保険診療で実施した体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）	先進医療 （保険診療で実施した特定不妊治療と併せておこなった先進医療が対象）
助成費用	上限4万円	上限5万円	先進医療にかかる費用の7割 上限5万円
助成回数	夫婦1組につき1回	通算3回	治療開始日の妻の年齢が40歳未満 6回 治療開始日の妻の年齢が40～43歳未満 3回

◆ **妊娠期の事業及び支援（母子健康手帳の交付・妊婦健康診査など）【健康保険課】**

**3,782万円**

妊娠の経過や過ごし方、妊婦健診の結果の見方など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や啓発のため、保健師等が面談のうえ母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の交付時には、医療機関で受ける妊婦健康診査の受診券（14回分）を発行します。また、早産の一つのリスクである「歯周病」について、その予防や早期発見・治療につなげることを目的に、委託歯科医療機関で実施する妊婦の歯科健診の補助を行います。



◆ **母子手帳アプリ 大津町おやこ手帳「からいもっ子」【健康保険課】 33万円**

スマートフォンで利用できる母子手帳アプリを導入します。アプリでは、妊娠期から子育て期までの記録を管理でき、予防接種や乳幼児健診の時期をプッシュ通知でお知らせします。また、町からの子育てに関するお知らせも受け取ることができます。紙の母子健康手帳とあわせて利用することで、より便利に子育て情報を管理できます。

◆ **未熟児養育医療給付事業【健康保険課】 480万円**

養育のための入院治療を必要とする未熟児が指定医療機関で入院治療を受ける場合に、自己負担額を助成する制度です

◆ **新生児聴覚検査【健康保険課】 135万円**

新生児の聴覚異常の早期発見及び早期療育に繋げることを目的に、聞こえの検査（新生児聴覚検査）にかかる費用の助成を行います。

◆ **産後ケア事業【健康保険課】 294万円**

出産後1年以内の母子（流産・死産の方も含む）で、専門職のケアや指導を希望される方を対象に産後ケア（産後の身体や育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導、乳房管理など）を受けるための助成をします。医療機関に宿泊する「宿泊型」ケア及び日中滞在する「日帰り型」ケア、また家庭へ訪問する「訪問型」ケアがあります。

◆ **乳幼児の健診等保健事業【健康保険課】 1,088万円**

- ・ 新生児・乳児のいる家庭を保健師または助産師が訪問し、体重測定や予防接種の案内、子育てに関する相談を行います。
- ・ 疾病の早期発見及び早期治療につなげることを目的に、4～5カ月児・7～8カ月児・1歳6カ月児・3歳児を対象に乳幼児健診を実施します。
- ・ 保健師や管理栄養士が子育てに関する相談に応じる1歳児セミナー・育児相談や、臨床心理士による子どもの発達に関する心理相談を実施します。

◆ **妊婦のための支援給付金事業【健康保険課】 3,400万円**

給付金の支給と、助産師や保健師等による妊娠期から子育て期の伴走型支援を一体的に実施します。給付金は、妊娠届出の面談後に5万円、出生後の赤ちゃん訪問等による面談後に乳児1人につき5万円を支給します。また、妊娠8か月頃に、アンケートを実施し、希望者等へ電話や面談にて支援します。

◆ **子育て・健診センター管理費【健康保険課】 1,531万円**

子育て・健診センターの施設管理のための経費です。主なものは、点検・管理の委託料や光熱水費です。空港アクセス鉄道計画に伴い、大津中央公園の再整備が必要となるため、老朽化した施設の建替えや複合化を含めた施設配置の検討を進めます。



子育て・健診センター

◆ **SNS（チャット）による相談業務【健康保険課】 96万円** 新規

24時間365日いつでも相談できる受け皿として、AIによる傾聴相談を実施します。あわせて、週2回（火曜日と日曜日）の午後6時～午後10時までは、専門相談員による相談対応も実施します。

◆ **予防接種事業【健康保険課】 2億1,646万円**

- ・主に予防接種の委託料や補助金などに使われています。

【定期接種】

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタ、5種・4種混合、2種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がん（HPV）、高齢者肺炎球菌、高齢者のインフルエンザ（65歳以上）、新型コロナ（65歳以上）、帯状疱疹を個別接種として実施しています。また、令和8年度からはRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種が始まります。

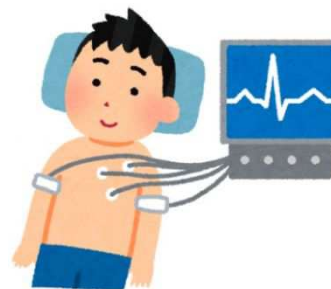
### 【任意接種】

- インフルエンザの流行感染を予防するために生後6ヵ月以上65歳未満の住民を対象に接種費用の助成を実施しています。



### ◆ 健康増進事業【健康保険課】 5,721万円

町民の健康増進、生活習慣病発症・重症化予防のため、特定健診・健康診査（国保・後期高齢者医療対象）とがん検診がセットで受けられるふるさと総合健診や、各種がん検診等（胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診、腹部超音波検査など）を実施しています。



また女性特有のがん検診事業として、子宮頸がん検診（対象者20歳）、乳がん検診（対象者40歳）の無料クーポン券を発行し、早期発見、早期治療を行うことで重症化予防に努めます。また、令和6年度から子宮頸がん検診に加えて乳がん検診の個別検診を開始し、受診しやすい環境づくりに努めています。

健診後には、町民一人ひとりが自己管理を積極的に行えるよう、保健師、管理栄養士が健康診査結果に基づき、家庭訪問、健康相談など、きめ細やかな保健指導の実施を推進します。

また、口腔機能のチェックのための歯周病検診（節目検診）、幼稚園・保育園や小中学校でのフッ化物洗口など、生涯にわたって歯や口腔の健康を保つためにライフステージに合わせた歯科保健事業を行います。

運動を中心とした生活習慣病予防教室や体成分測定（インボディ）を使っての定期的な測定会、食を通じた健康づくりなど関係機関と協同し、健康づくりを推進していきます。



◆ **健康ポイント事業【健康保険課】 209万円**

スマートフォン専用アプリで各種健診の受診やウォーキングなど、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として見える化し、一定ポイントが貯まると、賞品応募できるなど特典を取り入れ、住民の皆さんの健康行動の習慣化と健康増進を図ります。



◆ **ピロリ菌抗体検査事業【健康保険課】 13万円**

胃がんのリスクの一つであるピロリ菌感染の有無を調べる検査費の助成を行います。  
(自己負担額1,000円)

感染がある人には除菌を勧め、将来胃がんになるリスクを減らすための事業です。

◆ **大津町がん患者アピアランスケア推進事業【健康保険課】 30万円**

がんを治療している人の就労や社会参加を支援することを目的として、がん治療による外見の変化が生じたためにウィッグや乳房補整具が必要になった人へ購入費用の助成を行っています。1人につき2万円を上限に購入費の2分の1の額を助成します。

◆ **若年がん患者在宅療養費助成【健康保険課】 36万円**

40歳未満のがん末期患者を対象に訪問介護や福祉用具貸与などの在宅療養についての費用を助成します。1人につき月6万円を上限に費用の10分の9の額を助成します。

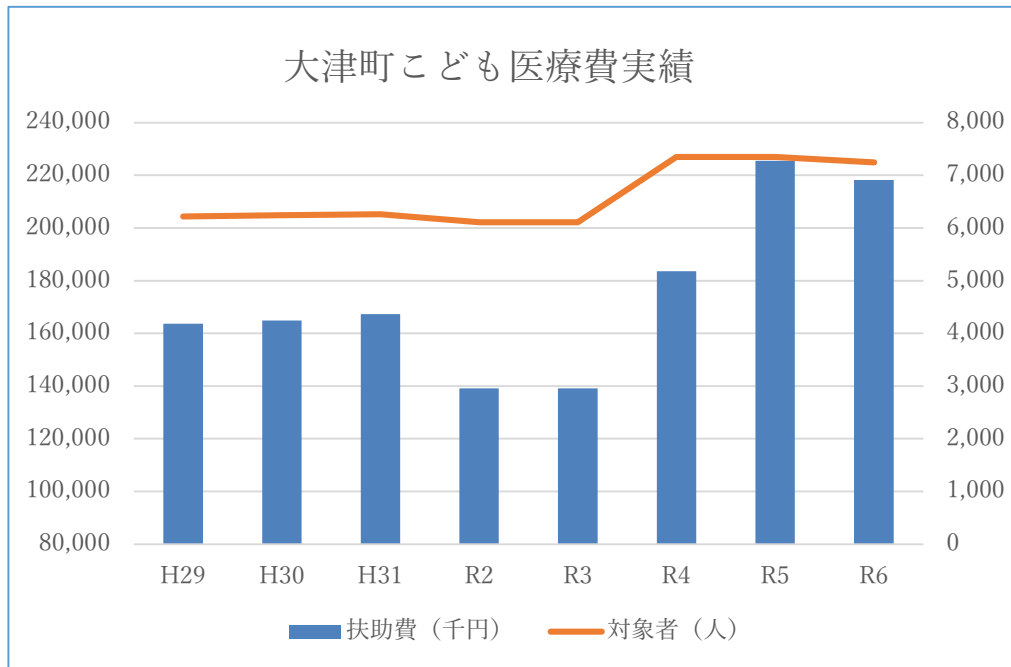
※福祉用具の購入は1回限りです。

◆ **地域救急医療対策事業費【健康保険課】 289万円**

日曜や休日、夜間の救急患者の診療体制を整えるための費用です。

◆ **こども医療費助成事業【健康保険課】 2億3,314万円**

満18歳（高校生相当年齢）までの医療費を助成します。県内の医療機関を外来受診する場合、受給者証を提示すれば窓口での医療費の支払いは必要ありません。また、入院された場合や整骨院等での治療、健康保険適用が認められた小児用眼鏡等の治療用装具、県外の医療機関等で受診された場合は、いったん医療機関で支払いし、町に申請することにより医療費の助成を受けられます（申請期限：診療月から1年間）。



## 2 子ども・子育て支援の充実

### 町こども計画に基づく、総合的な子育て支援

～安心して子育てができ、こどもが笑顔で成長できる環境づくり～

こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法として、国は令和5年に「こども基本法」を制定しました。すべてのこどもの権利が守られ、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとなっています。町では、この法の趣旨に則り、従来の子ども・子育て支援事業計画を含めた「大津町こども計画」を策定し、子育て施策を推進しています。



子育て支援センター

(子育て・健診センター2階)

#### ◆ 地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】 1,472万円

子育て中の親子が集い交流する場（子育て支援センターすこやか【大津】、あぼり美咲野広場【美咲野】）を提供し、情報の提供・相談などを行い、子育ての負担・不安感の解消を図ります。

#### ◆ ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】 1,076万円

会員間で必要なときに子どもの預かりなどを行い、子育て支援を行います。利用料金の半額を町が助成しています。

#### ◆ 病児・病後児保育事業【子育て支援課】 1,219万円

病気または病気回復期の児童を預かり、仕事と子育ての両立を支援します。おおむね10歳までの児童が対象です。

#### ◆ 障がい児保育事業【子育て支援課】 1,425万円

障がいのある児童が同世代の児童との集団保育に入ること、一人ひとりの発達に応じた保育が受けられるよう、保育所等への支援を行います。

#### ◆ 延長保育の促進【子育て支援課】 1,416万円

保護者の仕事と子育ての両立支援のため、各保育所等で午後6時から7時までの1時間（施設によっては午後6時から8時までの2時間）の延長保育を行います。

#### ◆ 一時預かり事業（一般型）【子育て支援課】 733万円

保護者の傷病、冠婚葬祭、その他の理由により家庭での育児が一時的に困難になった場合、各保育所で一時預かりを行います。

◆ **児童育成支援拠点事業【子育て支援課】 1,446万円**

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

◆ **学童保育に係る費用【子育て支援課】 2億9,371万円**

全小学校校区で学童保育を実施し、放課後や長期休暇中の児童の安全確保と健全育成を図ります。

校区	学童保育名	施設の場所
大津小校区	つくしんぼクラブ 四つ葉学童クラブ さくらんぼクラブ	学校敷地内
	風の子キッズみかん 風の子キッズアップル	風の子保育園内
室小校区	ジョイキッズクラブ コスモキッズクラブ	学校敷地内
	あゆみキッズクラブ	室小北側専用施設
	ひまわりキッズクラブ	第二よろこび保育園内
護川小校区	そらいろクラブ	学校敷地内
大津北小校区	一字学童館	一字保育園内
大津南小校区	しらかわっこ南小スカイブルークラブ しらかわっこ南小きらきらクラブ	学校敷地内
大津東小校区、大津小校区 美咲野小校区	しらかわっこなかよしクラブ しらかわっこわくわくクラブ	白川保育園内
美咲野小校区	グリーンキッズクラブ	学校敷地内
美咲野小校区、大津小校区	緑のなかま	緑ヶ丘保育園内



◆ 私立保育所、認定こども園等の給付費【子育て支援課】 19億4,006万円

私立保育所（5園）、認定こども園（6園）、地域型保育事業所（4園）の入所児童の人数及び年齢に応じた保育所の給付費です。令和元年10月から幼児教育の無償化に伴い、3～5歳児と、0～2歳児の住民税非課税世帯が無償化されています。令和3年度～8年度の4月1日時点の待機児童は0人ですので、待機児童ゼロを継続できるよう事業を推進します。

●保育所入所児童者数（令和8年4月1日現在）（単位：人）

区分	認可保育所						認定こども園						地域型	合計
	大津	一宇	杉水	いちご	よろこび	よろこび第二	大津音楽幼稚園	白川幼稚園	緑ヶ丘	大津幼	風の子	白川	保育所小規模	
定員	120	70	160	120	120	120	80	90	120	57	140	120	42	1,359
在園児	77	56	177	127	102	117	72	85	115	51	128	110	28	1,245
入所率(%)	64.2	80.0	110.6	105.8	85.0	97.5	90.0	94.4	95.8	89.5	91.4	91.7	66.7	91.6

●地域型保育事業所

- ・小規模保育事業「びちゅ保育園」（大津） 定員 12人
- ・ // 「みんなのおうち保育園」（引水） 定員 10人
- ・ // 「おひさま保育園」（大津） 定員 10人
- ・ // 「ちゅうりっぷ保育園」（大津） 定員 10人

◆ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【子育て支援課】 1,457万円 新規

保育所等に入園していない0歳6か月から満3歳未満の児童が、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用した際の給付費です。保護者の就労状況に関わらず一人当たり月10時間まで利用できるため、在園児との交流による子どもの豊かな育ちや、保育士と保護者の関わりによる家庭の孤立化防止を図ります。

◆ 保育士の負担軽減や確保のための事業【子育て支援課】 5,423万円

保育士資格を目指す保育補助者の雇い上げや、保育士の周辺業務の補助を行う保育支援者を配置して、保育士の業務負担の軽減を図ります。

また、配置基準を超えて予備保育士を雇用する保育所に対する補助金を交付し、保育士の確保を進めていきます。

◆ 子育て支援拠点整備事業【子育て支援課】 4億9,475万円 新規

子育て支援拠点として、大津保育園と陣内幼稚園を統合・移設した町立認定こども園と子育て支援施設の一体整備を行います。

### ◆ **ペアレントプログラム事業【福祉課】 92万円**

子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び保護者が楽しく子育てに望む自信をつけるための講座を開催します。保護者支援のための支援者研修を兼ねて支援者育成も行います。

## 3 高齢者福祉の充実

### ◆ **敬老事業【介護保険課】 168万円**

満100歳到達者へ敬老祝金を贈呈します。

### ◆ **金婚表彰事業【介護保険課】 67万円**

結婚50周年を迎える夫婦を表彰します。

### ◆ **老人保護措置委託事業【介護保険課】 4,316万円**

65歳以上で環境上の理由等による、在宅生活が困難な方を養護老人ホーム等に措置し、心身の健康保持及び生活の安定を図ります。

### ◆ **老人クラブ補助事業【介護保険課】 185万円**

老人クラブ連合会に加入している老人クラブや老人クラブ連合会の事業費の一部を助成します。

### ◆ **シルバー人材センター育成事業【介護保険課】 913万円**

高齢者に働く機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展などを推進することを目的として運営されるシルバー人材センターの事業費等の一部を助成します。

### ◆ **高齢者住宅改造助成事業【介護保険課】 50万円**

バリアフリー化等の大規模な工事を伴う住宅の改造に対して、介護保険サービスの住宅改修費の支給と併せて費用の一部を助成します。

### ◆ **高齢者外出支援サービス事業【介護保険課】 430万円**

一般の公共交通を利用することが困難な高齢者に対して、医療機関、薬局、公共機関、金融機関及び食料品等を販売する小売店へ移動するためのタクシー費用の一部または全部を助成します。

◆ **高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業【介護保険課】 284万円**

75歳以上の方を対象に、健康診査の結果などから体力の低下（フレイル）や生活習慣病のリスクが高い方を把握し、専門職による個別の訪問指導や栄養指導などを行います。また、通いの場などを利用した健康相談や健康教育を行います。

◆ **地域介護予防活動支援事業【介護保険課】 109万円**

地域で介護予防を支える人材を育成するため、介護予防サポーター養成講座を行います。また、元気な高齢者が日常生活に困っている高齢者宅を訪問し、家事や生活支援を行う「まごころ生活支援事業」や、介護予防活動を行うボランティア団体の活動支援を行います。

◆ **地域包括支援センター運営事業【介護保険課】 5,145万円**

地域包括支援センターは、庁舎1階にあります。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が、高齢者等の総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談に対応します。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

◆ **生活支援体制整備事業【介護保険課】 1,318万円**

生活支援コーディネーターなどを配置し、地域の関係者が集まる協議体で高齢者の困りごとや地域の課題について協議を進め、地域の支え合い活動の充実や、新たな生活支援サービスづくりを図ります。

◆ **大津町権利擁護推進センター事業【介護保険課】 1,302万円**

大津町地域包括支援センター内に成年後見制度など権利擁護に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら高齢者の権利や財産を守るための相談・支援を行います。

◆ **大津町高齢者エアコン購入費臨時助成事業【介護保険課】 145万円** 新規

自宅にエアコンがない、または故障して使えない非課税の高齢者世帯に対し、エアコンの購入・設置費用の一部を助成します。熱中症などによる健康被害の予防を図ります。

## 4 障がい者福祉の充実

### ◆ 障害福祉サービス事業【福祉課】 10億983万円

障がいのある人が日常生活で困っていることに対する支援を行っています。家にヘルパーが訪問し、生活を支援する「居宅介護」や、居住の場を支援する「共同生活援助（グループホーム）」、就労を支援するための「就労継続支援」（A型、B型）などの各種サービスがあります。

### ◆ 障害児通所支援事業【福祉課】 6億2,793万円

障がいのある子どもに対して療育を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの支援を行っています。

### ◆ 巡回支援専門員整備事業【福祉課】 718万円

「ちょっと気になる」「発達障がいかな？」と思われる子どもやその保護者などを支援する事業です。巡回支援専門員が保育園や学校など子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言をするなど支援を行います。

### ◆ 日中一時支援事業【福祉課】 807万円

障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

### ◆ 重度心身障害者医療費助成事業【福祉課】 5,442万円

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級）に医療費の一部を助成し、生活の安定や福祉の増進を図る事業です。1ヵ月分の医療費について、医療機関ごとに2,000円（入院）または1,000円（外来）を超える額を助成します。

### ■介護・障がい・生活困窮など「福祉」に関するご相談は・・・

町では、ふだんの生活の中での福祉の困りごとや心配ごとなどの相談を受け、支援を行う『ふくしの相談窓口』を開設しています。

生活のことや困りごとなど、どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

●電話番号：ふくしの相談窓口 096(293)3122

障がい者基幹相談支援センター 096(292)0114

## ■障がい福祉ガイドブック

大津町にお住まいの障がいがある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために障害者総合支援法に基づく各種制度や障がい福祉に係るサービスを掲載しています。

ガイドブックは町のホームページにも掲載しています。



## 5 地域福祉の充実

### ◆ 社会福祉協議会への補助事業等【福祉課】 3,501万円

社会福祉法の中で位置づけられている地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会へ助成します。小地域福祉活動実践地区・推進地区への支援などを行います。

### ◆ ふくしの相談窓口【福祉課】 770万円

ふだんの生活の中での福祉の困りごとや心配ごとなどの相談を受け、支援する「ふくしの相談窓口」を開設しています。障がいや介護、貧困、引きこもりといった家庭での複数の問題に対して、一括して相談を受けます。

- 設置場所：役場1階 ふくしの相談窓口
- 電話番号：096(293)3122



### ◆ 民生委員・児童委員活動補助金【福祉課】 652万円

民生委員・児童委員60名が行う社会福祉・相談活動へ助成します。

### ◆ ひとり親家庭等医療費助成事業【福祉課】 792万円

ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

### ◆ 地域移動販売事業【福祉課】 75万円

商店が無い地域や公共交通機関が少ない地域へ、日常生活に必要な食品等を購入できる環境を提供することで、生活の安定に寄与するため地域移動販売事業補助金を交付します。



地域向け事業  
物価高騰対策

### ◆ L Pガス使用世帯支援補助金【総合政策課】 3,960万円

原油価格高騰等の影響でエネルギー価格が高騰しています。電気・都市ガス使用世帯への支援は国直轄で対策措置が行われていますが、対策措置が行われていないL Pガス使用世帯に対し、支援事業を行います。

- 給付額：1世帯あたり3千円
- 対象者：L Pガス使用世帯

## 6 保険制度の健全な運営

### ◆ 国民健康保険特別会計【健康保険課】 29億4,094万円

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための医療保険制度で、職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や生活保護を受けている人以外はすべての人が加入することになっています。

平成30年4月から制度改正により、都道府県と市町村が共同で国保を運営しています。

### ■健康保険証が廃止されました

令和6年12月2日で健康保険証は廃止され、新たに交付されなくなりました。令和8年度は前年同様にマイナ保険証（マイナンバーカードを保険証利用登録したもの）をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない人には「資格確認書」を送付します。

マイナ保険証としての利用登録、反対に利用を解除する申請（国保加入者に限る）を健康保険課窓口で行うことができます。

## ■国民健康保険税について

令和8年度から、子ども・子育て支援金制度に係る国民健康保険税の納付が始まります。この制度は、全ての世代や企業が支援金を拠出し、子育て施策の拡充の財源にすることで、こどもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など支援の拡充がすでに始まっています。

## ■特定健診について

生活習慣上の予防、早期発見のために行う健診です。腹囲測定や血圧、脂質、血糖、尿検査など基本的な検査と生活習慣に関する問診を行います。40歳以上75歳未満の人が対象ですが、町では独自に30歳以上を対象に基本健診を実施しています。

## ◆ 後期高齢者医療特別会計【健康保険課】 6億1,006万円

75歳以上の方が全員加入する医療制度で、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となります。町で行う業務は、各種申請や届出の受付及び保険料の徴収です。後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合が算定し、2年に1回見直しが行われています。

## ◆ 介護保険特別会計【介護保険課】 30億9,846万円

『高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすことができるまち』を目指して、高齢者の社会参加の促進、介護予防の強化、必要な介護保険サービスの給付、認知症の人や家族介護者への支援、医療と介護の連携・協働の推進、住民同士の支え合いの仕組みづくりなどに総合的に取り組みます。また、将来の介護保険料の増額を抑えられるよう、介護保険サービスの適正な利用を促す点検と介護予防事業に重点的に取り組みます。

## ■基本チェックリスト

65歳・70歳・75歳の説明会時に、基本チェックリストの提出とあわせて、認知症の早期発見と支援を目的としたMCⅠ（軽度認知障害）の自己チェックシートの提出もお願いしています。認知症の症状に早めに気づき、早期発見・早期対応により認知症の発症及び重症化予防に繋げるものです。ご回答いただいた結果に応じて、訪問や個別の電話相談なども実施しています。

## ■総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護保険要支援認定者や基本チェックリストにより事業対象者とされた方へ、日常動作訓練の場や生活支援の援助を行い、高齢者の日常生活の自立を目指した支援を行います。



『はつらつ元気づくり事業』の風景

## ■くまもとメディカルネットワーク

医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくりやICTツール（くまもとメディカルネットワーク）を活用した切れ目のない医療・介護の連携推進を目指します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業や、生きがいとなる地域活動や社会参加、就労促進の支援をすることで、高齢者が地域で健康に暮らせる町づくりに取り組みます。

## ■もの忘れ相談

認知症は早めの相談や受診が大切です。認知症疾患医療センターである菊池病院の専門職による「もの忘れ相談」を行っています。日時は、広報おおづに掲載する「町の相談」にてお知らせしています。

## ■ 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方についてご本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度の窓口として「大津町権利擁護推進センター」を地域包括支援センター内に設置しておりますのでご相談ください。

## ■ 「通いの場」の立ち上げ支援

町では通いの場の立ち上げ支援を実施しております。「通いの場」を自分が住んでいる地域でも実施してみたい方は、地域包括支援センターにご相談ください。

（通いの場で、UDe-スポーツを実施している風景）



### 3. ふるさとを誇り、明日への夢が育つまち

#### －教育・文化－

「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育」のもと、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、未来を切り拓くこどもを育てます。インクルーシブ教育を推進するとともに、外国にルーツを持つこどもへの日本語教育を通じ多文化共生の理解を深め、教育環境の改善や学習環境の充実、生涯学習やスポーツの推進にも取り組みます。

#### 1 家庭教育への支援

##### ◆ 一時預かり（幼稚園型）事業【子育て支援課】 409万円

幼稚園・認定こども園では、保育サービスの向上を目指し、保護者の就労または傷病等で、家庭での保育が困難な幼児を、長期休業期間と教育時間を超えて預かる、預かり保育を行います。

##### ◆ 要保護・準要保護児童生徒就学援助費【学校教育課】 4,849万円

経済的理由で就学が困難な児童や生徒の保護者に、学用品費や修学旅行費などの援助を行います。

##### ◆ 特別支援教育就学奨励費【学校教育課】 425万円

特別支援学級に通う児童や生徒の保護者に援助を行います。



#### 2 幼児教育・学校教育の充実

##### ◆ ICT支援員配置事業【教育施設課】 1,686万円

小中学校における1人1台タブレットを、より有効に活用するため、ICT支援員を配置し、学校現場へのより高度な支援に取り組みます。

◆ **小学校管理費及び中学校管理費【学校教育課・教育施設課】 4億211万円**

小学校と中学校の学校運営や維持管理に要する費用や、児童生徒に対してより分かりやすく興味関心が高まる授業を行うために、ICTを活用した学習などの充実に取り組みます。この費目には、教材備品購入や全国大会出場補助金なども含まれます。

◆ **教職員の資質向上のための事業【学校教育課】 373万円** 拡充

教職員の授業力向上を図るため、教育指導員を2人配置し、授業の進め方や教材作成の指導を行います。また、教育講演会及び教育実践発表大会の開催、教育論文の募集、教職員人材育成事業による各種研修会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

◆ **学習支援事業【学校教育課】 4,609万円**

基礎学力向上のための学習支援指導員を小中学校に16人配置し、小学校は算数、中学校は英語と数学について担任とともに授業にあたり、個々の実態に応じた学習支援を行います。なお、大津東小学校と大津北小学校においては、複式学級における全教科の間接指導の場面で学習支援を行います。

◆ **学校支援員配置事業【学校教育課】 7,070万円**

学校生活において特別な配慮を要する児童生徒を支援するために、小中学校に学校支援員を36人配置します。

◆ **学校教育推進事業補助金【学校教育課】 509万円**

教職員の資質向上、児童生徒の学力・体力向上、保護者の負担軽減を目的として、学校教育における人権教育、特色ある学校づくり、中学校における部活動や進路指導対策に対する補助を行います。



◆ **英語検定奨励・負担軽減事業【学校教育課】 273万円**

児童生徒の英語力の向上及び保護者の負担軽減を図るため、英語検定受験料の一部を補助するとともに、町立中学校第3学年に在籍する生徒を対象に、団体受験を実施し、英検3級以上の受験費用の全額を補助します。

◆ 教育に関する支援【学校教育課】 5,470万円 拡充

不登校やいじめの相談、問題行動などのサポートを行うため、中学校2校に教育相談員5人を、また、小学校には本年度から美咲野小と室小を加え、3校に教育相談員3人を配置します。また、教育支援センターに副センター長と教育相談員4人、サポート支援員1人を配置し、各学校との連携強化を図るとともに、教育支援センターにおける学習支援を充実させるために外部講師を活用するなど、支援を充実します。更に、臨床心理士による専門的な支援の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを2人配置し、児童生徒、家庭、学校をバックアップします。外国にルーツを持つ児童生徒を支援するために日本語指導も行います。

◆ 幼・保等、小、中、高の連携強化【学校教育課】

子どもたちの育ちの連続を保障するために、それに関わる家庭・学校・地域住民が共通理解と共通実践をめざし、「育ちのステップ」の活用を図ります。

●大津町の小学校・中学校 ※児童生徒数は、令和7年5月1日現在のものです。

学校名	児童生徒数 (人)	学級数		学習支援 指導員 (人)	学校支援員 (人)
			うち特別支援学級数		
大津小学校	843	33	7	2	6
美咲野小学校	501	21	5	2	5
室小学校	565	26	8	2	8
大津南小学校	193	9	3	1	3
大津東小学校	46	7	3	2	2
大津北小学校	43	6	2	2	2
護川小学校	187	8	2	1	2
<b>小学校計</b>	<b>2,378</b>	<b>110</b>	<b>30</b>	<b>12</b>	<b>28</b>
大津中学校	498	18	6	2	3
大津北中学校	789	29	9	2	4
<b>中学校計</b>	<b>1,287</b>	<b>47</b>	<b>15</b>	<b>4</b>	<b>7</b>

◆ 日本語指導地域モデル事業【学校教育課】 50万円

県内で、様々な国から使用言語の異なる児童生徒が来熊するなど、日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、県内全ての地域で外国人児童生徒等の受入れ・支援できる体制を整備し、適切な教育の機会を提供する「日本語指導の体制整備」に、県からの委託事業として取り組むものです。

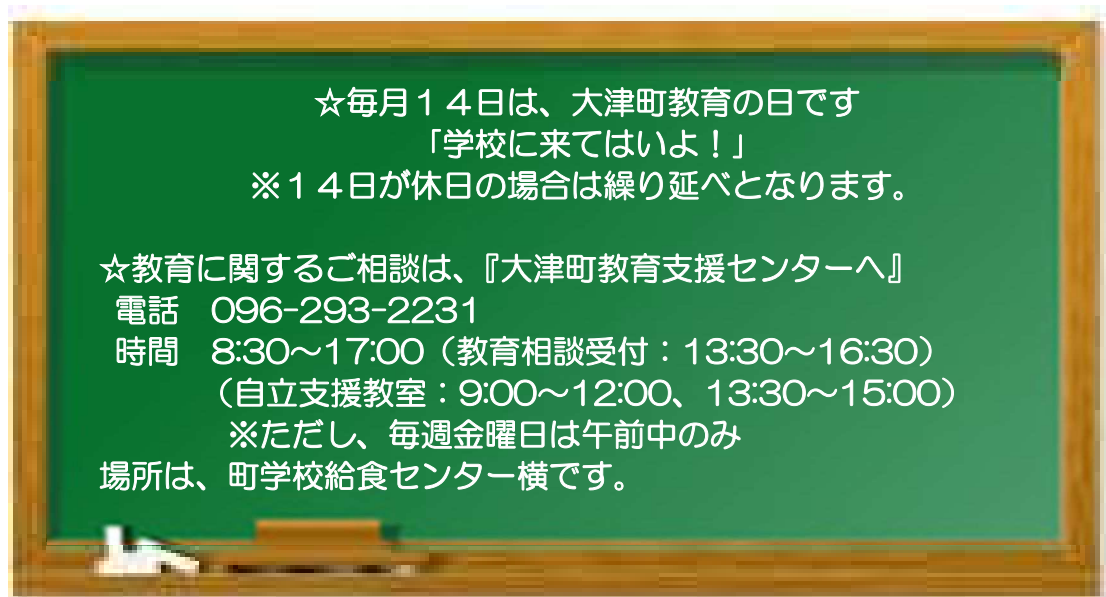
◆ 給食費負担軽減補助金【学校教育課】 1億3,516万円 新規

国が進める学校給食費の負担軽減の取組を踏まえ、町内の小学校に通う児童の給食費を無償化します。これにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、物価高騰の影響を受ける中でも、栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食を安定して提供していきます。

小中学校等の長期休業日（令和8年度予定）	
夏休み	7月18日（土）～8月25日（火）
秋休み	10月10日（土）～10月14日（水）
冬休み	12月25日（金）～1月7日（木）
春休み	【小・中学校】 3月25日（木）～4月7日（水）
	【幼稚園】 3月25日（木）～4月9日（金）

### 大津町「三つの約束」

1. あいさつをする
2. 時間を守る
3. 人の話を聞く



#### ◆ 国際交流員費【総務課】 693万円

国際交流員との交流プログラムなどを通じて、子どもたちをはじめ町民が外国の文化や考え方に触れる機会を創出します。こうした取組により、異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成と町民の国際感覚の向上につなげます。

### 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

#### ◆ 生涯学習推進事業【生涯学習課】 345万円

地域学校協働活動事業、放課後子ども教室事業により地域学校協働活動推進員を育成し、地域と学校が連携して子どもを育てる活動を推進します。また、子ども達の自然体験と併せて、ジュニアリーダーの育成を図ります。さらに、家庭教育の推進を実施します。



秋季体験キャンプ



地域学校協働活動「稚魚の放流」

#### ◆ 公民館講座の運営費【公民館】 200万円

公民館講座は、文化、軽スポーツ、家庭教育などの分野において、親子、児童生徒、成人、高齢者向けの各種講座を年間100回程度実施しています。また、公民館講座から自主講座への移行も進めており、地域人材の育成に繋げています。



公民館講座「木育教室」



公民館講座「おりがみ教室」

◆ **文化ホール事業運営助成事業【公民館】 1,000万円**

文化ホール事業運営委員会への助成を行い、子ども向けや成人向けの公演など、年間3回の事業を行い、様々な文化を発信します。また、大津町合併70周年記念公演事業も予定しています。

◆ **おおづ図書館の図書資料などの購入費【図書館】 1,267万円**

図書資料（一般書・児童書・リクエスト図書）、視聴覚資料、新聞、雑誌、ボードゲーム、電子書籍等を無料で貸し出します。また、調べ物のご相談やお手伝いもしていますので、お気軽におたずねください。詳細はおおづ図書館ホームページをご覧ください。

【おおづ図書館の蔵書数】

（令和7年度末）

一般図書など：約 189,500 冊

雑誌：約 8,400 冊

DVD・CD：約 6,200 枚



おおづ図書館の館内

◆ **生活スポーツ「健康と楽しみのスポーツ」の推進【生涯学習課】 1,335万円**

町民の「スポーツ実施率65%」を目標に野外活動教室や講習会を開催し、生涯スポーツの推進を図ります。

※スポーツ実施率とは、1週間に1回30分以上の運動や徒歩による通勤等を実施した町民の割合をいいます。（令和6年度アンケート調査：本町の実施率49.4%）

◆ **スポーツイベントを通じた町民交流の推進【生涯学習課】 200万円**

第28回スポーツの森・大津ジョギングフェスティバルを、令和9年1月24日（日）（予定）大津町運動公園を主会場に開催します。2km・5km・10km種目の他、健康体づくり事業として、ノルディックウォーキング教室（無料）を行います。



第27回スポーツの森・大津ジョギングフェスティバル  
「昼食ボランティア・スタート風景」

◆ 行政とスポーツ団体との協働によるスポーツ推進【生涯学習課】 395万円

スポーツ団体（町体育協会・町スポーツ推進委員）と行政との協働による生涯スポーツの推進を図ります。

◆ スポーツコンベンションの推進【生涯学習課】 30万円

大規模な大会やスポーツキャンプ等を誘致し、スポーツコンベンションによる地域活性化の推進を図ります。



スポーツキャンプ誘致  
「北海道コンサドーレ札幌キャンプ」

4 地域の歴史・文化の継承と文化活動の振興

◆ 文化芸術振興・江藤家住宅整備事業【生涯学習課】 466万円

町の文化財の保護と町民の文化意識を高めるため、国重要文化財「江藤家住宅」の一般公開など文化財の活用と保存の両立に努めます。また、歴史文化伝承館では、歴史教室や文化財の展示を行います。また、文化関係団体を育成し、文化協会文化祭の開催、第11代横綱不知火光右衛門の顕彰、梅の造花など文化技術の継承を支援します。



国重要文化財江藤家住宅



梅の造花体験

## 4. 便利と安心とにぎわいが調和した暮らしやすく、活気のあるまち —生活環境基盤—

町民の暮らしを守り、より快適にするため、令和8年3月に改定した大津町都市計画マスタープランに基づき、便利で安心できる生活環境を整えます。上下水道や生活道路など都市基盤の計画的な整備や長寿命化を図るとともに、危機管理体制や消防・救急体制の強化、地域防災力の向上に取り組みます。あわせて、交通利便性の向上を見据え、「肥後大津駅周辺まちづくり基本計画」に基づき、町の中心拠点の機能強化を進めます。

### 1 土地利用政策の推進

#### ◆ 立地適正化計画の届出制度 【都市計画課】 新規

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、令和8年3月に策定した「大津町立地適正化計画」の届出制度を活用しながら、一定の区域に居住や都市機能(生活利便施設など)の立地を緩やかに誘導することで、地域の実情に応じた適正な土地利用を推進していきます。

#### ◆ 肥後大津駅周辺まちづくり推進事業 【都市計画課】 6,700万円 新規

肥後大津駅の自由通路や橋上駅舎の整備に向けた調査・設計等に加え、町有地への駅前施設やまちなか駐車場の施設整備計画の策定及び誘致に向けた民間活力導入の可能性調査など、事業化に向けた取り組みを行います。さらに、駅周辺道路において官民で連携し、沿道空間を楽しめる滞留スポット等の創出に向けた調査や社会実験などを行い、まちづくりを推進していきます。

#### ◆ 新駅周辺市街地創出検討業務 【都市計画課】 640万円 新規

空港アクセス鉄道の整備とあわせ(仮称)中間駅の設置やその周辺整備に向け、地元住民や関係団体等を主な対象とした駅周辺まちづくり勉強会等を開催し、様々なご意見を伺いながら、駅周辺の将来像を策定します。

### 2 快適な住環境の確保

#### ◆ 町立公園等管理業務 【都市計画課】 7,994万円

昭和園・かぶとむし公園・大津中央公園など身近な公園を安全で快適に利用できるよう、トイレ・園内の清掃、植栽管理、遊具の安全点検を行います。

◆ 公共下水道工事などの事業費（事業会計）【下水道課】 22億1,627万円

施設の維持管理と下水道管の延伸に加え、主に次の事業を行います。

- ① 水処理施設 4 系目増設（R7～R9 総額 17 億 9,700 万円）  
今後の人口増加や工場排水の増加に備えるため、水処理施設を増設します。
- ② 老朽化マンホール蓋更新（1,100 万円）



◆ 農業集落排水施設の工事費などの事業費（事業会計）【下水道課】 2億6,199万円

施設の維持管理に加え、主に次の事業を行います。

- ① 維持管理適正化計画策定（2,195万円）  
維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討します。

◆ 合併処理浄化槽設置者に対する助成【下水道課】 942万円

合併処理浄化槽の種類	補助内容
5人槽	上限 332,000円
7人槽	上限 414,000円
10人槽	上限 548,000円



◆ **あけぼの団地屋上防水改修工事【都市計画課】 6,000万円**

あけぼの団地屋上防水シートの劣化に伴い、屋上の改修工事を行います。

◆ **住宅耐震改修事業【都市計画課】 2,733万円**

被災した住宅や現行の耐震基準を満たさない木造戸建て住宅に対して、耐震診断や耐震改修などの費用の一部を補助します。

- ① 耐震診断：一軒（一棟）当たり2,500円で耐震診断士を派遣します。
- ② 耐震改修：次の項目ごとに補助を行います。

補助事業	補助率	補助金上限額
耐震改修設計+耐震改修工事	53/60、 9/10	132.5万円、 157.5万円
建替え設計+建替え工事	53/60、 9/10	132.5万円、 157.5万円
耐震改修設計	2/3	20万円
耐震改修工事	1/2	60万円
シェルター工事	1/2	20万円

※耐震改修設計+耐震改修工事及び立替え設計+立替え工事については、申請内容によって補助金額が異なります。

### ◆ 危険ブロック塀等安全確保支援事業【都市計画課】 20万円

町では地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施する者に対して、その費用の一部を補助します。

#### (1) 対象となるブロック塀等の条件（次の項目全てに該当するもの）

- ・避難路に面したブロック塀等
- ・ブロック塀等が面する道路面からの高さが80cm以上のもの
- ・ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
- ・点検表による確認で不適合があり、安全性が確保できないもの

#### (2) 事業の対象者

避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者

#### (3) 補助金額（上限20万円）

1敷地あたり次のいずれか低い額

- ・ブロック塀等撤去工事に要する費用の2/3
- ・撤去するブロック塀等の長さ $\times$ 12,000円/mを乗じて得た額

※既に工事が終了しているもの、既に倒れているブロック塀は、対象となりません。

※他にも条件等がありますので都市計画課にご相談ください。



### ◆ 老朽危険空家等除却促進事業補助金【総務課】 250万円

住環境の整備改善を図ることを目的に、老朽危険空家等の解体に要する費用の一部を補助します。事前調査の結果、老朽危険空家等に該当した建物が対象となります。

(1) 補助予定戸数 5戸

(2) 補助額 上限50万円

## 3 道路・交通ネットワークの充実

### ◆ 町道などの新設改良工事など【建設課】 17億9,122万円

町が管理する道路や橋梁などの新設・改良を行います。改良工事のほか、測量設計や用地の確保、補償費などにかかる経費です。

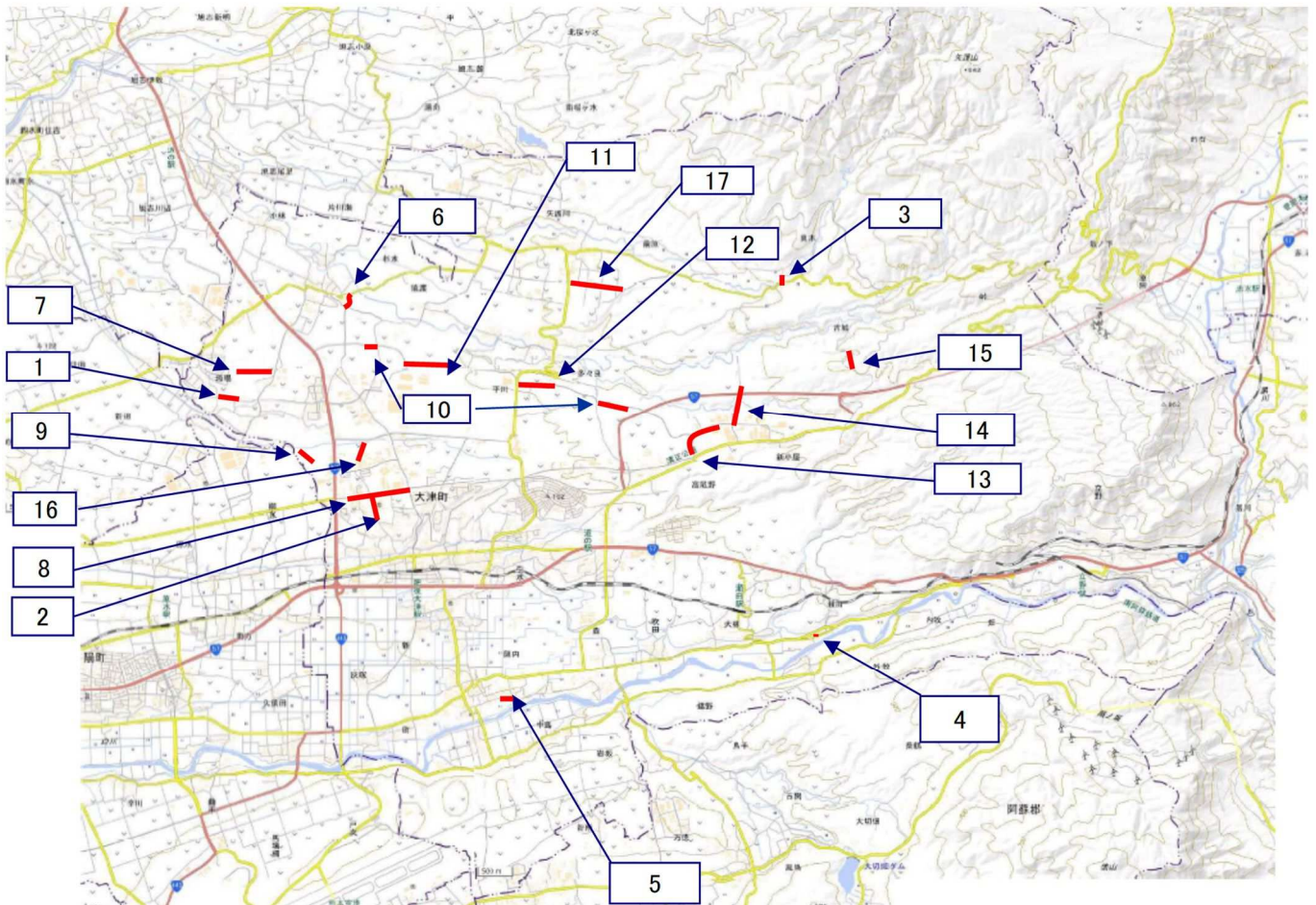
※事業予定箇所については、36ページ～37ページを参照してください。

### ◆ 町道などの維持補修工事など【建設課】 1億5,568万円

町が管理する道路などの維持管理に関する経費です。

※事業予定箇所については、38ページ～39ページを参照してください。

## 令和8年度 建設課事業予定箇所 【整備・改良関係】



No.	路線名	No.	路線名
1	源場水迫線	11	本田技研北通線
2	塔ノ坂線	12	平川線
3	弘化橋（西前原線）	13	高尾野線
4	下井手二号橋（瀬田中央線）	14	古城中核工業団地線
5	中通線	15	林道菊池・人吉線
6	杉水水迫線	16	室工業団地4号線
7	杉水西地区排水対策	17	護川縦貫線
8	三吉原北出口線		
9	室桜山地区排水対策		
10	中部農免道路		

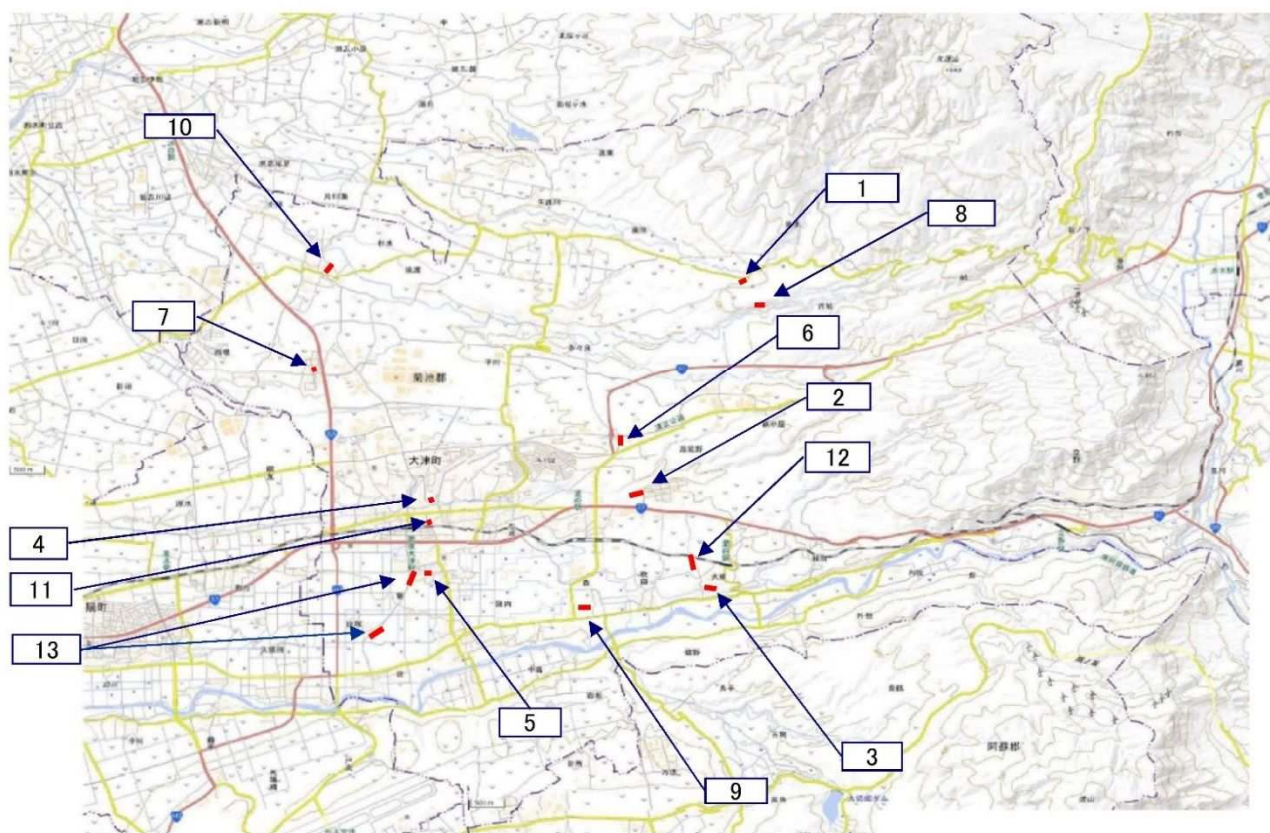
## 令和8年度 建設課事業予定箇所一覧 【整備・改良関係】

NO	路線名等	場所	事業概要	該当する項目			
				工事	委託	用地	補償
1	源場水迫線（舗装）	杉水	○道路改良工事 L=320m	○			
2	塔ノ坂線（歩道）	室	○測量設計 L=265m		○		
3	弘化橋【西前原線】（橋梁補修）	真木	○橋梁補修工事 N=1箇所	○			
4	下井手二号橋【瀬田中央線】（橋梁架替）	瀬田	○橋梁架替工事 N=1箇所	○			
5	中通線（歩道）	陣内	○歩道整備工事 L=100m	○			
6	杉水水迫線（地盤改良等）	杉水	○地質調査等設計 ○地盤改良工事 ○用地 ○補償	○	○	○	○
7	杉水西地区（排水路等整備）	杉水	○調整池整備工事 N=1箇所 ○排水路整備工事 N=1箇所 ○用地 ○補償	○		○	○
8	三吉原北出口線（多車線化）	室	○補償点検等業務委託		○		
9	室桜山地区（排水対策）	室	○排水路整備工事 L=110m	○			
10	中部農免道路（舗装）	平川	○道路改良工事 L=110m ○舗装打替工事 L=570m	○			
11	本田技研北通線（舗装）	平川	○道路改良工事 L=644m	○			
12	平川線（舗装）	平川	○道路改良工事 L=535m	○			
13	高尾野線（舗装）	高尾野	○舗装打替工事 L=631m	○			
14	古城中核工業団地線（舗装）	古城・高尾野	○舗装打替工事 L=658m	○			
15	林道菊池・人吉線（舗装）	古城	○舗装打替工事 L=260m	○			
16	室工業団地4号線（道路新設）	室	○不動産鑑定 ○用地 ○補償		○	○	○
17	護川縦貫線（舗装）	矢護川	○舗装打替工事 L=955m	○			

※事業箇所は予定のため、用地関係などの諸事情により事業中止になる場合や、  
位置や延長・幅員などについて変更になる場合があります。

【用語の解説】 L=延長 N=箇所

## 令和8年度 建設課事業予定箇所 【維持・補修関係】



No.	路線名	No.	路線名
1	真木線	11	鍛冶ノ上門出線
2	吹田団地57号線	12	大林57号線
3	大林中央1号線	13	下町門出線
4	杉水大津線		
5	新村古宮線		
6	作分上井迫線		
7	つつじ台北5号線		
8	古城真木線		
9	森山西大津線		
10	片川瀬杉水線		

## 令和8年度 建設課事業予定箇所一覧 【維持・補修関係】

No.	路線名	場所	事業概要	該当する項目			
				工事	委託	用地	補償
1	真木線（ガードレール）	真木	○ガードレール整備 L=30m	○			
2	吹田団地57号線（フェンス）	吹田	○フェンス改修 L=60m	○			
3	大林中央1号線（ガードレール）	大林	○ガードレール整備 L=130m	○			
4	杉水大津線（ガードレール）	大津	○ガードレール整備 L=25m	○			
5	新村古宮線（舗装）	新	○舗装修繕 L=20m	○			
6	作分上井迫線（舗装）	高尾野	○舗装修繕 L=30m	○			
7	つつじ台北5号線（舗装）	杉水	○舗装修繕 L=50m	○			
8	古城真木線（舗装）	古城	○舗装修繕 L=100m	○			
9	森山西大津線（舗装）	森	○舗装修繕 L=90m	○			
10	片川瀬杉水線（舗装）	杉水	○舗装修繕 L=100m	○			
11	鍛冶ノ上門出線（舗装）	大津	○舗装修繕 L=30m	○			
12	大林57号線（舗装）	大林	○舗装修繕 L=50m	○			
13	下町門出線（舗装）	新・灰塚	○舗装修繕 L=70m（新）、L=60m（灰塚）	○			

※事業箇所は予定のため、用地関係などの諸事情により事業中止になる場合や、

位置や延長・幅員などについて変更になる場合があります。

【用語の解説】

L = 延長

地域向け事業

◆ 乗合タクシーの運行【総合政策課】 1,757万円

拡充

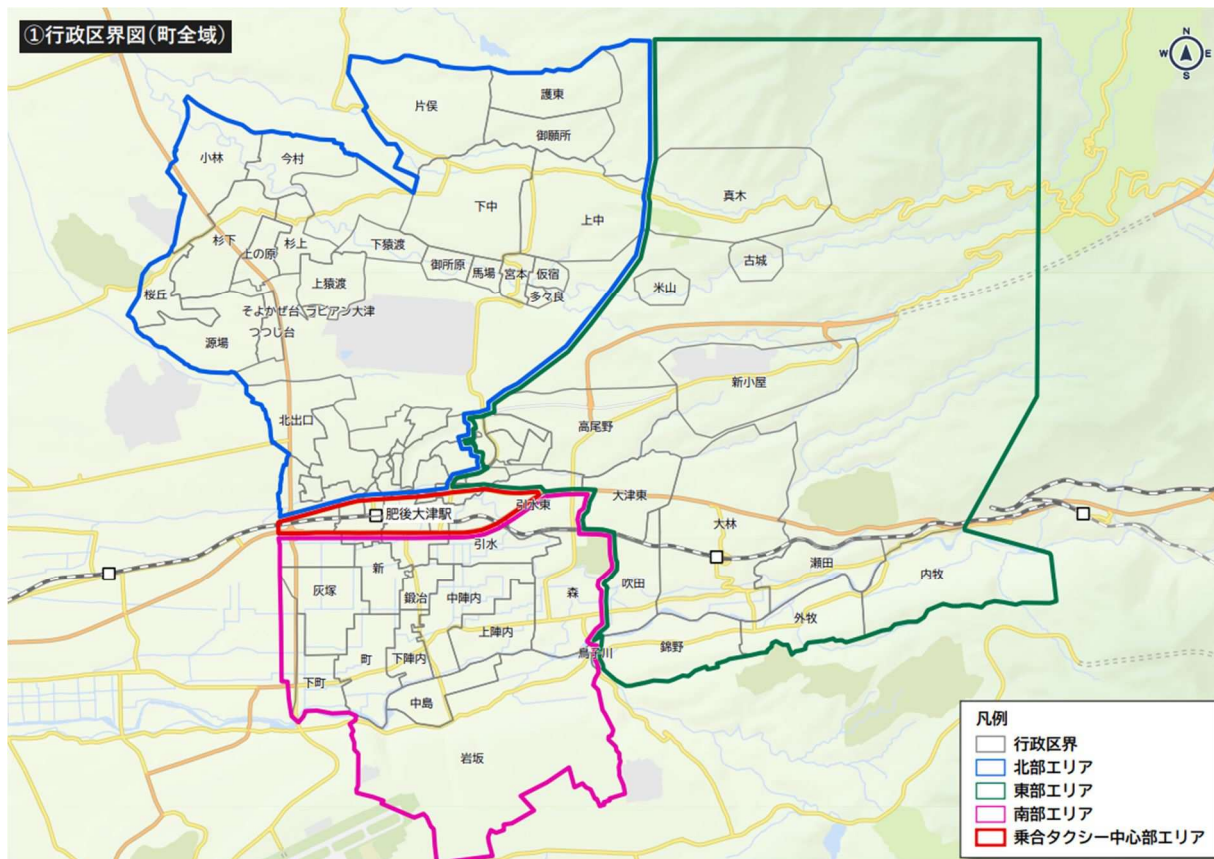
町内において、町中心部とその周辺部を結ぶ公共交通機関として予約制の乗合タクシーを運行しています。1日4往復、毎日運行（日曜・祝日も運行）しており、町中心部であればどこでも乗車・降車できます。ご利用の際には予約が必要です。

令和8年度より、運行エリアを町内全域に拡大します。

※各地区の地域設定（北エリア、南エリア、東エリア）や、予約専用電話番号にご注意ください。

① 利用できる地区と片道1人あたりの利用料金

利用料金 (片道)	北エリア	南エリア	東エリア
200円	つつじ台区、後迫区の一部、緑ヶ丘区、上鶴区の一部、上大津区、楽善区、日吉が丘区、西嶽区、水源町・西窪区、松古閑・塘町区、中央区、駅通区、室東区の一部、室北区、北出口区、室西区の一部、あけぼの区	灰塚区、町区、下町区、鍛冶区、上陣内区、中陣内区、下陣内区、中島区、岩坂区阿原目、新区、中学通り区、室東区の一部、室西区の一部、引水区の一部、引水東区	立石区、後迫区の一部、上鶴区の一部、美咲野1丁目、美咲野2丁目、美咲野3丁目、美咲野4丁目、引水区の一部
250円	源場区、上猿渡区、ラビアン大津、そよかぜ台	森区、岩坂区（阿原目地区除く）	高尾野区、大津東区、大林区駅上組（国道57号沿い）
300円	下猿渡区、杉下区、杉上区、上の原区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、御所原区、桜丘区	鳥子川区	新小屋区、吹田区、大林区、錦野区
400円	護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区、小林区、今村区		米山区、瀬田区、外牧区
500円			真木区、古城区、内牧区



### ② 運行時間

乗合タクシーは毎日運行します（土日・祝日含む）

	町中心部行き	各地区行き
1便	7:30～7:50	11:00～11:20
2便	9:00～9:20	12:30～12:50
3便	10:30～10:50	14:00～14:20
4便	12:00～12:20	16:00～16:20

### ③ 予約専用電話番号

北エリア	080(1773)8383
南エリア	090(4779)8585
東エリア	090(7477)8484
(予約時間)	前日 午後3時～午後9時
	当日 午前6時15分から迎車時間1時間前まで

※タクシーは迎車の都合上、遅れる場合がありますのでご容赦ください。

### ◆ 町内路線バス維持のため、バス会社への補助等【総合政策課】 6,500万円

町内を運行する6系統の路線バス維持のため、バス会社へ赤字分への補助等を行います。

### ◆ 空港ライナー運営負担金【総合政策課】 610万円

阿蘇くまもと空港と肥後大津駅を直接行き来する空港ライナーを、県や町などで組織する空港ライナー運営協議会により協同で運営しています。

## 4 環境にやさしいまちづくり

地域向け事業 ◆ ごみ減量化資源化事業【環境保全課】 352万円

ごみの一時保管場所整備や、ごみの再生資源集団回収への助成を行います。

### 再生資源集団回収助成金一覧

助成品目		助成額
古紙類	新聞紙	1kgあたり10円
	チラシ	
	雑誌	
	その他紙類	
	ダンボール	
びん類	ビールびん	1本あたり10円
	一升びん	1kgあたり20円
	その他のびん	
缶類	アルミ缶	1kgあたり20円
	スチール缶	
布類		1kgあたり20円
ペットボトル		1kgあたり30円
廃食油		1リットルあたり20円



◆ **ごみやし尿の処理費用負担金【環境保全課】 3億7,774万円**

一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理に伴う菊池広域連合への負担金です。

**お願い** 【生ごみを減らすことでごみ処理費用を抑えることができます】

家庭から出されるごみのうち町が収集するものは、令和 6 年度実績で年間約 6,362 トンとなり、前年度(6,510 トン)から 148 トンの削減となりました。このうち燃やすごみは 5,545 トンで約 87%、そのなかの約 4 割程度が生ごみです。ごみ処理費用は重量で計算されますので、各ご家庭の台所で生ごみの水分をしぼるだけでもずいぶん重量が軽くなり経費節減に大きな効果があり、菊池広域連合負担金の削減に繋がります。

（参考：令和 5 年度実績）

家庭から排出されたごみで町が収集したごみの量 6,510 トン  
 6,510 トンのうち燃やすごみの量 5,656 トン（約 86%）

町民一人当たりのごみ処理費用

ごみの収集・処理にかかる費用を町民一人当たりで計算すると、令和 6 年度実績で年間約 **11,226 円**となり、前年度(8,875 円)から 2,351 円の増加となりました。これに対して、町指定ごみ袋の売り上げによる収入を町民一人当たりで計算すると約 **1,357 円**です。約 **9,869 円**を税金でまかなっていることとなります。

（参考：令和 5 年度実績）

ごみの収集・処理にかかる町民一人当たりの費用 8,875 円  
 町指定ごみ袋の売り上げによる町民一人当たりのごみ処理負担額 1,418 円  
 処理費用の不足分を税金でまかなっている金額 7,457 円

**地域向け事業** ◆ **家庭用の生ごみ処理機の購入に対する補助【環境保全課】 63万円**

対象項目	補助内容
電動式生ごみ処理機	購入費の1/2、上限30,000円まで
生ごみ処理容器（コンポスト）	購入費の1/2、上限3,000円まで
ダンボールコンポスト	購入費の1/2、上限500円まで

**地域向け事業 ◆ 家庭用雨水浸透ます設置に対する補助【環境保全課】 10万円**

地下水かん養のため、雨水浸透ます設置者に対し、1基当たり上限1万5千円を補助します（4基まで）。

**地域向け事業 ◆ 家庭用雨水貯留タンク設置に対する補助【環境保全課】 16万円**

水道水の節水を通じて地下水保全を図るため、雨水貯留タンク設置者に対し補助します。

対象項目	補助内容
タンク容量200リットル以上	1基あたり35,000円を上限として補助します。
タンク容量200リットル未満	設置費の1/2を補助します。上限は24,000円です。

**地域向け事業 ◆ 飼い犬への避妊・去勢手術への補助【環境保全課】 70万円**

畜犬避妊・去勢手術への補助については、手術費の1/2を補助します。上限は1万円です。補助の条件は犬の登録と狂犬病の予防注射を接種してあることです。

**地域向け事業 ◆ 飼い主のいない猫 避妊・去勢手術への補助【環境保全課】 30万円**

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術への補助については、一頭あたり上限1万円を補助します。

**地域向け事業 ◆ スズメバチの巣の駆除【環境保全課】 165万円**

町民に危害を加える恐れのある、スズメバチの巣を、町が業者へ依頼して駆除します。受付は平日の役場開庁時間内で、アシナガバチやミツバチなど、スズメバチの巣以外は駆除対象外です。また、アパートや事業用の建物、土地なども駆除対象外です。

## 5 交通安全・防犯対策の強化

**◆ 交通安全対策事業【防災交通課】 2,722万円**

危険箇所へのカーブミラー新設、老朽化したカーブミラーの修繕や区画線等の塗り直しを行うとともに、ドライバーへの視覚的な注意喚起として、横断歩道等のカラー舗装を行います。また、関係機関との連携強化や高齢者の運転免許証自主返納事業の推進など、ハード・ソフト両面の交通安全対策を推進します。

◆ **街灯設置補助他防犯対策事業【防災交通課】 3,347万円** 拡充

警察との連携や青パトによる防犯パトロールを実施し、地域の安全安心を見守ります。また、自治会等が、各地域の集落内に街灯を設置する場合において事業費の2/3以内（町の補助支払い限度額は街灯1基あたり35,000円）を補助します。

また、犯罪被害を受けた本人・遺族に対し、遺族見舞金・重症見舞金・転居費用助成金を支給します。

◆ **消費者生活相談事業【総務課】 185万円**

定期的に相談窓口を設け、消費生活トラブル等で困っている消費者の手助けをします。また、インターネット取引、悪質な訪問販売、電話勧誘等での消費者被害を防止するための啓発や情報の発信を行います。

相談窓口開設日	月曜日・木曜日	菊陽町	☎096(232)2112
	火曜日・金曜日	大津町	☎096(293)3111
	水曜日	西原村	☎096(279)3172

相談窓口開設時間 10時～12時 13時～16時（年末年始、祝日を除く）

※大津町での相談窓口開設日は、毎週火曜日、金曜日です。大津町の外、菊陽町（月曜日・木曜日）、西原村（水曜日）でも相談できます。

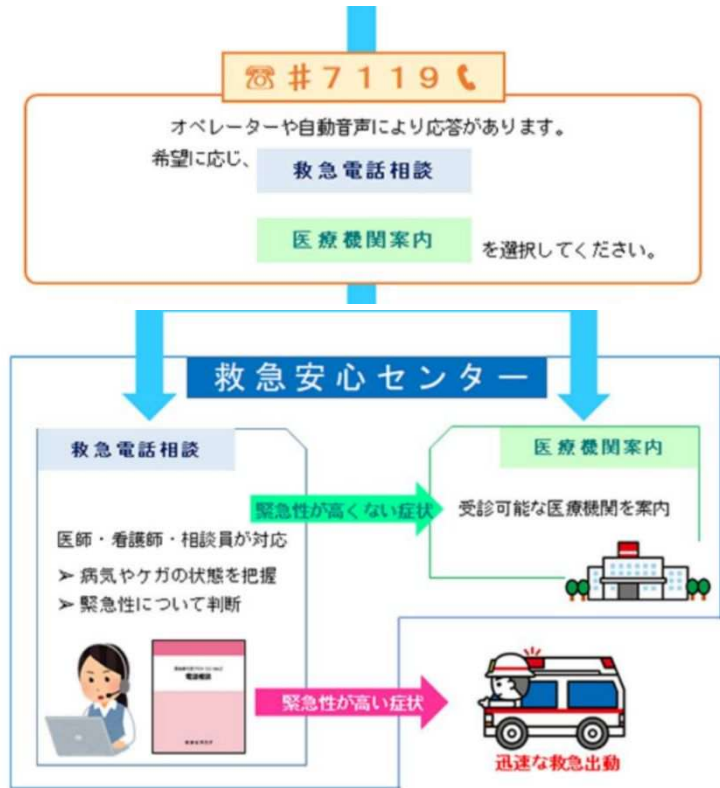
**6 消防・防災・救急体制の充実**

◆ **菊池広域連合消防本部の大津町負担金【防災交通課】 4億4,509万円**

菊池郡市の2市2町で構成されている菊池広域連合消防本部は、1本部4消防署で組織されています。大津町は南消防署の管轄となります。

◆ 救急安心センター事業負担金【防災交通課】 23万円

救急車の適正利用や重傷者の早期発見を目的に、救急通報時に専門家から電話でアドバイスを受けることができます。（県内で一斉に救急安心センター事業を行っています）



◆ 大津町消防団の運営及び活動費【防災交通課】 5,655万円

大津町消防団は本部及び8つの分団、定数550人で組織され、火災時消火活動のみでなく災害時の支援など地域の中で重要な役割を担っています。令和7年度からは、火災などの緊急時に地域のなかで迅速に初動対応をする「支援団員（機能別消防団員）」を導入しています。消防団員数は年々減少しています。地域を守るために新たな消防団員を募集しています。



## 大津町消防団 【団員募集】

消防団は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気持ちで活動する「地域のHERO(ヒーロー)」です！  
(熊本地震では、災害対応・避難支援など「消防団の力」を發揮！)

★一緒に消防団員の一人として活動・活躍してみませんか★

※消防団員は、年々減少しています。

※大津町消防団では、新たな消防団員の力を求めています。

★女性消防団員も募集しています(消防団員は男性だけでなく女性も活躍できます)★



### 【消防団員の処遇】

消防団員は、「非常勤特別職の公務員」です。活動中は、公務災害補償が受けられます。また、次の報酬・費用弁償が支給されます。

●**年報酬**

団員：36,500円/年（階級が上位になれば報酬額も変わります）

●**出勤報酬**（出勤時間により変動）

～2時間：2,000円/回      2時間～4時間：4,000円/回  
4時間～6時間：6,000円/回      6時間～：8,000円/回(最大)

●**費用弁償**

出勤1日につき2,200円

●**退職報償金**

5年以上在籍して退職したときは、年数や階級に応じて退職報償金が支給されます。

### 【入団を希望される時】

「消防団に入りたいが、どうしたらいいかわからない」ときなど、右のURL「入団希望者連絡フォーム」が利用できます！

★**流れ**★

- ①入力されたら、役場から連絡が入ります
- ②お住いの地域の消防団へ繋がれます

※直接、地域の消防団員に相談してもOKです。  
※基本的に翌4月1日から消防団入団となります。

[入団希望者連絡フォーム]



●お問い合わせ  
大津町役場 防災交通課 TEL096-285-5006

◆ **消防施設整備【防災交通課】 4,334万円**

消防団の消防積載車や小型動力ポンプの整備、消火栓・防火水槽修理、防災行政無線の整備など消防防災施設の維持管理費です。

**地域向け事業** ◆ **地域防災力活動支援補助金【防災交通課】 580万円**

自主防災組織や各行政区の防災資機材の購入費用を負担し災害に備えます。また、新たに自主防災組織を結成される場合の費用を補助します。

補助金額：自主防災組織・行政区あたり  
10万円



**地域向け事業** ◆ **自主防災組織賠償責任保険【防災交通課】 59万円**

自主防災組織の地区防災計画等に基づいて活動される皆様が、災害時の支援活動において、万が一「ケガ」や「相手方への賠償責任」を負ったときに補償する保険です。自主防災組織の指揮者や活動者が、災害時に円滑な指示命令・活動ができるように保険に加入します。

加入方法：自主防災組織が保険加入対象者を町に報告（随時）（上限40人まで）

**地域向け事業** ◆ **防災リーダー育成事業補助金【防災交通課】 30万円**

災害時に地域の中で「共助」により助け合うために、防災リーダー（防災士）の協力が必要です。地域で活動する防災士を養成するために、防災士資格取得に必要な費用を補助します。

補助金額：教本代・受験料・登録料  
1人12,000円まで



## 5. つながり、安心、尊重を実現する未来へつづくまち

### — 町民活動・町政運営 —

担い手不足や少子高齢化、社会構造の変化が進む中、「大津町まちづくり基本条例」に基づき、町民と行政が協働して持続可能なまちづくりを進めます。多様な町民の声を施策に反映し、魅力発信や人権啓発を通じて一体感を高めるとともに、将来を見据えた計画的な行政運営に取り組みます。

#### 1 まちづくり参画と行政との連携

##### ◆ 「おおづまち議会だより」の発行（年4回）【議会事務局】 376万円

毎定例会の審議や一般質問の内容、傍聴者からの声などを掲載し、町議会の情報を分かりやすくお届けします。

##### ◆ 議会会議録の作成・ホームページ公開【議会事務局】 245万円

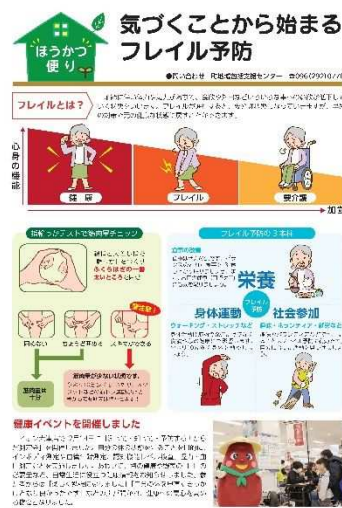
作成した議会会議録のほか、議会の日程・結果、その他議会活動の情報などを公開しています。

##### ◆ 議会の映像配信【議会事務局】 112万円

インターネットでの議会の映像配信により、町民にとってより身近な議会を目指します。

##### ◆ 「広報おおづ」の発行（月1回発行）【総合政策課】 1,694万円

毎月1日に、町の行政情報を掲載した「広報おおづ」を発行し町内世帯に配布します。令和8年度からは、生涯学習情報誌と一本化しての発行となります。



◆ **多様な媒体・手法による情報発信【総合政策課】 630万円** 拡充

ホームページやメール、またLINEなどのSNSを活用し、生活に役立つ行政情報や観光情報、安心して暮らすための防災・防犯情報などを迅速、正確にお知らせします。

■ **大津町ホームページ**

インターネット上で「大津町公式ホームページ」と検索するか、右の二次元コードを読み込んで接続してください。



■ **大津町公式LINE【拡充】**

登録方法：LINEの「ホーム」から友達追加マークを押し、「QRコード」を選んで右の二次元コードを読み込んでください。「大津町」のアカウントが表示されたら、「追加」を押します。



■ **からいもくん便り（大津町総合情報メール）**

登録方法：ozutown@gw.ansin-anzen.jpに空メールを送信してください（スマートフォンの場合は右の二次元コードを読み込み、メール送信画面から件名に任意の1文字「あ」などを入力して送信してください）。



◆ **コミュニティ活動災害補償保険【総務課】 321万円**

町民が安心してコミュニティ活動を行うことを目的に、5名以上の共通の目的を持った町民により自主的に組織された団体又は個人を対象とした保険です。

対象活動の範囲は、町民団体等が行う継続的、計画的または公益性のある直接的活動（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものを除く。）などです。

地域で実施する清掃活動や自主防災組織の見守り活動、地域で実施するグラウンドゴルフなども対象です。

【活動例】

- ①社会福祉・社会奉仕活動
- ②地域社会活動
- ③青少年育成活動
- ④社会教育活動（スポーツ団体の練習中の活動を含む）
- ⑤町主催事業への参加、手伝い
- ⑥その他これらに類する事業又は活動

【補償内容】

町内に拠点を置く町民団体または町民個人が実施するコミュニティ活動中に偶然の事故により次の事由に該当した場合、保険会社から保険金が支払われます。

- ①当該活動に参加している個人（指導者を含む）が死亡、または障がいを受けた場合
- ②参加者または参加者以外の第三者の身体あるいは財物に損害を与え、団体の主催者、責任者、指導者などが法律上の賠償責任を負うことになった場合



**地域向け事業 ◆ 地域づくり活動支援事業【総務課】 450万円**

地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。

活動の区分	補助率	補助限度額
①生活環境の整備、美観の維持に関する活動	3分の2以内	30万円
②安全・安心な地域づくりに関する活動	2分の1以内	
③健康、福祉の充実に関する活動		
④文化活動、スポーツ振興に関する活動		
⑤地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動		
⑥地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動		
⑦その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動		

**地域向け事業 ◆ 元気大津づくり活動事業「水水」【総務課】 90万円**

町内の清掃活動や見守り活動、資源回収、健康増進活動などに対し、ポイントを付与し支援する事業です。付与されたポイントは、個人の場合はゴミ袋の交換や町総合体育館トレーニングジムの利用券に交換することが可能で、団体の場合はポイントに応じた助成金が交付されます。

なお、令和8年度からは、健康増進活動については団体活動のみ対象とする制度に見直します。

**地域向け事業 ◆ 結婚チャレンジ事業費補助金【総合政策課】 10万円**

結婚を希望する者を応援する環境づくりを推進するため、結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するイベント等を実施する団体（結婚相手紹介サービスを営む企業・団体を除く）に対し、事業の実施に必要な経費（1回につき上限10万円）を補助します。

**地域向け事業 ◆ まちづくり担い手育成事業【総務課】 90万円**

まちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指す地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象者
(1) まちづくり人材育成先進地研修事業	交通費、宿泊費、車両借上げ料、燃料費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 対象経費の10/10</li> <li>補助限度額 1人5万円かつ1団体30万円を限度額とする</li> </ul>	(1)地域活動団体又はその集合体（子ども会、老人会等を含む）
(2) まちづくり人材育成研修講師招へい事業	講師謝礼金、交通費、講師の宿泊費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 対象経費の10/10</li> <li>補助限度額 講師謝礼金は10万円を限度額、その他は実費とし、補助限度額は20万円とする</li> </ul>	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体
(3) まちづくり団体活動費補助事業	事業の実施に必要な経費ただし、人件費や施設の運営費等は対象外とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 対象経費の5/10</li> <li>補助限度額 30万円（事業費は60万円）</li> </ul>	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体

**◆ 振興総合計画進行管理事業【総合政策課】 530万円**

大津町振興総合計画は、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画で、福祉、都市計画、環境といったすべての計画の羅針盤となる役割を持った計画です。町民アンケート調査を行い、満足度やニーズの把握に努め、計画の評価や施策の見直しを行います。

**◆ 地域おこし協力隊事業【総合政策課】 614万円**

地方に興味がある都市部の住民を受け入れて委嘱し、地域の活性化を図る事業です。主に、地域の魅力発信など、情報発信分野において活動するための報酬、活動費です。

**◆ 国際交流費【総務課】 210万円**

外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、外国人相談窓口の運用や、やさしい日本語の活用など、多文化共生に関する取組を進めます。外国人住民にも分かりやすい情報提供や相談体制の充実を図り、地域の中で互いに理解し合いながら暮らせるまちづくりを推進します。

## 2 健全な行財政の運営

### ◆ 役場の電算システムなどの運用経費【総合政策課・住民課】

1億1,575万円(総合政策課)／2,468万円(住民課)

役場の基幹業務や、住民票交付などの住民サービスを提供するための自治体情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム・戸籍総合システムの運用経費です。

また、国が全国的に進める自治体情報システムの標準化・共通化やガバメントクラウドにかかる経費も含まれます。

### ◆ コンビニ交付事業【住民課】 1,650万円 拡充

マイナンバーカードを活用し、コンビニエンスストアやイオン九州で証明書（住民票の写し、印鑑証明書、住民票記載事項証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書）が取得できるコンビニ交付サービスを実施しています。

令和8年度からサービスを拡充し、新たに戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）および戸籍の附票の写しも取得できるようになります。

【コンビニ交付サービスとは？】

- 利用店舗 全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州
- 利用時間 6時30分～23時 ※一部店舗は営業時間内
- 利用方法 店舗に設置しているマルチコピー機にマイナンバーカードをかざして4ケタの暗証番号を入力し、手数料を支払うことで証明書が取得できます。
- 発行できる証明書（令和8年4月1日現在）

証明書の種類	手数料
住民票の写し(世帯全員・一部)	300円
住民票記載事項証明書(世帯全員・一部)	
印鑑登録証明書(本人分のみ)	
所得証明書(本人分のみ)	
課税台帳記載事項証明書(本人分のみ)	

### ◆ デジタル化を進めるための経費【総合政策課】 5,003万円

役場に来庁しなくてもパソコンやスマホから一部の行政手続きができるよう、オンライン申請ツールを導入しています。

また、デジタルの力を活用し、来庁された人が迷うことなく、申請書の記入を省略して手続きできるシステムを導入することで、住民サービスの向上に取り組みます。

**地域向け事業** ◆ **熊本連携中枢都市圏結婚支援事業【総合政策課】 287万円**

新規

少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化への対策として、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図るため、会員制マッチングや婚活イベント等を実施しているくまもと出会いサポートセンターKumarryに参画します。

**3 人権を尊重する地域社会の形成**

◆ **人権対策・人権教育啓発事業【人権推進課】 3,272万円**

人権尊重の社会を確立するため、関係機関と連携を図りながら、人権学習会や人権のまちづくり懇談会等の事業を実施し、人権啓発活動を行います。

◆ **人権啓発福祉センター（隣保館・児童館）等の運営事業【人権推進課】 4,127万円**

（隣保館）様々な人権問題の解決のため、町内の人権啓発や住民交流の拠点として、講座や生活上の相談事業などを実施します。

また、地域福祉の場として開かれたコミュニティセンターを目指します。

（児童館）子どもたちに健全な遊びを提供し、人権教育の視点から、その心身の健康を増進し情緒を豊かにすることを目指し、各種イベントを実施します。



◆ **男女共同参画推進事業【人権推進課】 689万円**

性別などにかかわらず、すべての人が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、啓発講座や女性の働き方支援セミナーなどの事業を実施します。町民および事業者等の理解を深め、協力連携をすることで、地域に根ざした啓発推進を行います。

また、男女共同参画の次期推進プランの策定業務も行います。



## ●高齢者福祉

### Q1：認知症高齢者のための支援サービスは、どんなものがある？

A： 町では、認知症に対する正しい知識や情報普及のために「認知症サポーター養成講座」を開催しているほか、毎月、もの忘れ相談において専門相談員による相談事業を実施しています。また、認知症などで外出したまま帰宅できなくなった場合の早期発見・保護を目的として、「あんしん声かけネットワーク」があります。登録書に本人の特徴や写真などの情報を登録し、大津警察署と事前に情報共有を行います。

さらに、高齢者見守り支援の一つとして、町内でサービス提供や活動を実施しており地域貢献に取り組む企業や団体（協力団体）と「高齢者等見守りネットワーク協定」結んでいます。現在、29の協力団体と日常の業務や活動の中で見守り活動を行っています。



### Q2：高齢者の健康づくり支援のための取り組みは？

A： 高齢者の介護予防・健康増進・認知症予防を目的として、各地域や団体で取り組む「通いの場」を行っています。その他、実施している事業や教室については、町地域包括支援センターへお尋ねください。

### Q3：高齢者の入所施設にはどのような施設がある？

A： 施設には、利用者の状況等により以下のものがあります。詳しくは、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

・養護老人ホーム	・介護医療院
・軽費老人ホーム（ケアハウス）	・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・有料老人ホーム（住宅型・介護付き）
・介護老人保健施設（老健）	・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

### Q4：高齢者サービスについて、まとめた冊子はある？

A： 高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者サービス情報ガイドブック」を作成し、希望される方へ窓口や訪問時にお渡ししています。また、町ホームページにも掲載しておりますのでどうぞご活用ください。

### Q5：最近、親に認知症の症状が見られますが、どこに相談したらいい？

A： 認知症の高齢者及びそのご家族からのご相談を、専門の認知症相談員と町地域包括支援センターの職員がお受けしています。また毎月1回、認知症疾患医療センターの専門相談員が「もの忘れ相談」を無料で行っております。面談による相談で事前予約制です。相談者のプライバシーや秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

### Q6：ひとり暮らしで心配なときに利用できるサービスはある？

A： 持病などのある一人暮らしの高齢者等が急病や緊急時に緊急通報センターにつな

がる「緊急通報装置」の貸与を行っています。介護保険サービスの中にも一人暮らしの高齢者を支えるサービスがあります。詳しくは町地域包括支援センターへお尋ねください。

#### Q7：家庭で介護の負担を軽減してほしい。

A： 紙おむつの支給などを通じて、家族介護世帯の負担軽減を図っています。また、町社会福祉協議会等でも「在宅介護者の集い」を行い、介護家族の交流、情報交換を行っています。在宅介護者の集いについての詳細は下記までお尋ねください。  
大津町社会福祉協議会 ☎096(293)2027

#### Q8：親が高齢で一人暮らしをしています。在宅サービスについて教えて。

A： 介護認定を受けていなくても利用できる、高齢の人が自宅で生活することを支援するために様々なサービスを行っています。詳しくは町地域包括支援センターへお尋ねください。

- ・はつらつ元気づくり事業（デイサービス）
- ・高齢者ホームサポート事業
- ・まごころ生活支援事業（ワンコインサービス）
- ・ほっとライン体制整備事業（緊急通報装置貸与）
- ・外出支援サービス など

#### Q9：70歳ですが、今までの知識や経験を活かして働きたい。

A： 高齢者の生きがいを創造する活動の一つとして、長年蓄えた知識や優れた技術・能力を地域社会に役立てていただくため、地域に密着した臨時的・短期的な仕事を提供する大津町シルバー人材センターがあります。公益社団法人であり、営利を目的としていません。仕事の内容については、大津町シルバー人材センターにお尋ねください。

#### Q10：介護保険のサービスを受けるにはどうすればいい？

A： 町（保険者）に介護保険要介護・要支援認定の申請をして、介護が必要であると認定されることが必要です。  
介護認定後、実際にサービスを受けるためには、ケアプラン（介護サービス計画）を作成しサービスを利用する事業者と契約を結ぶ必要があります。施設サービスを利用するときは、入所を希望する施設に直接申し込みます。入所が決定すると、施設で作成するケアプランに基づいてサービスを利用します。手続きに関しては、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

#### Q11：ケアマネジャーは何をする人ですか？

A： ケアマネジャー（介護支援専門員）は介護サービスを利用する人の相談に応じたり、自宅や施設で適切にサービスを受けたりできるように、サービス事業者などとの連絡調整やケアプランの作成を行います。  
介護認定後、ご自身のケアマネジャーを選び契約を交わす必要があります。手続きなどの詳しい内容は、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

## Q12：介護保険のサービスを利用した場合の自己負担は？

A： 介護保険サービスを利用する場合は、要介護度によって介護保険サービスが受けられる限度が決められています。限度を超えてサービスを利用することもできますが、超えた分は全額自己負担になります。詳しくは、介護保険課へお尋ねください。

## ●障がい者福祉

### Q1：障がい者向けのサービスをまとめた冊子はある？

A： 障がい福祉に係るサービスや各種制度を掲載した障がい福祉ガイドブックを令和7年度に作成しました。町のホームページにも掲載していますのでぜひご活用ください。

### Q2：障がい者の相談はどうすればいい？

A： 福祉課内「ふくしの相談窓口」に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、相談支援専門員が、障がいに関するいろいろな相談を受けてアドバイスを行います。生活のことやサービスのことなど、どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

### Q3：障がい者の就労支援はありますか？

A： 障害福祉サービスの中で就労継続支援というサービスを実施しています。一般就労などの事業所等で働くことが難しい人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行っています。ご相談は、障がい者基幹相談支援センター（ふくしの相談窓口内）、大津町の各相談支援事業所、熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまたす」をご利用ください。

### Q4：障がい者手帳を取得するにはどうすればいい？

A： 手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。

- 身体障害者手帳は、身体に永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する人に熊本県知事から交付されます。指定された医師から診断書を記入してもらい福祉課に申請してください。
- 療育手帳は、知的障がいがおおむね18歳までに現れ日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、熊本県知事から交付されます。福祉課に申請してください。
- 精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して、熊本県知事から交付されます。指定された医師から診断書を記入してもらい福祉課に申請してください。

### Q5：家族に障がい者がいるが緊急時に一時預かりできますか？

A： 障がい者（児）の宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供する「日中一時支援事業」や、家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できる「短期入所（ショートステイ）」の利用ができます。利用には該当要件がありますので、福祉課にご相談ください。

**Q6：障がい者の住宅改造に対する支援はあるの？**

A： 自宅で生活する重度の障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するために費用の一部を助成する事業があります。改造後の申請はできませんので、福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

**Q7：子どもの発達に心配があるので相談したい。**

A： 発達が気になる子どもや支援を必要とする子どもに対する相談は、障がい者基幹相談支援センター（ふくしの相談窓口内）や、福祉課、大津町の各相談支援事業所、菊池圏域（菊池市・合志市・大津町・菊陽町）の人が利用できる児童発達支援センター輝なっせ、熊本県北部地域の人が利用できる熊本県北部発達障がい者支援センターわっふるにお気軽にご相談ください。

**●地域・生活福祉**

**Q1：会社を解雇され困っている。どこに相談すればいい？**

A： 社会福祉協議会内に相談窓口があります。生活費や今後の生活に関する相談ができ、必要な支援への繋ぎを行います。

**Q2：災害時の一人暮らしの高齢者や障がい者の支援は？**

A： 災害時避難行動要支援者名簿を町で作成しており、名簿を区長、民生委員へ提供し、日ごろの見守りや災害時の配慮に役立ててもらっています。名簿登録には本人の同意が必要ですので、福祉課へ相談していただき同意をお願いします。しかしながら、災害時の支援は、区長、民生委員のみでは避難行動支援が難しいことも予想されますので、日ごろから災害時の支援者を事前に決めたり、近隣地域住民に協力をお願いしたりするなど、避難時の準備をお願いします。

**Q3：民生委員とはどういう人で、どんな相談を受けてくれるの？**

A： 民生委員は、地域で生活するみなさんの見守りを行っている人です。高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの情報把握に努められています。特に、1人暮らし高齢者など、日ごろからの見守り活動をされています。生活で困っていることなどがありましたら相談していただくことができますし、解決に向けた支援のために、役場へ情報提供して繋いでもらえます。民生委員は、「福祉の気持ち」でボランティア活動されている人です。民生委員も全ての生活上の困りに対応できるものではありませんが、地域を良くするために懸命に活動されていますので、地域のみなさまのご協力をお願いします。

**Q4：生活保護はどんな場合に受けられるの？**

A： 生活保護は、収入が減少し、生きていくための最低限の生活が困難となる場合に、国が生活をサポートする制度です。世帯人数や世帯の状況により、生活費の基準があり、現在の収入が生活費の基準を下回る場合などが生活保護を受けられます。生活にお困りの場合は、役場「ふくしの相談窓口」、福祉課、社会福祉協議会へご相談ください。

### Q5：ボランティアをお願いしたい場合はどうすればいい？

A： ボランティアの受付は社会福祉協議会で行っています。お願いしたい内容など社会福祉協議会へご相談ください。

## ●健康・保健

### Q1：健康診断を受けたいがどうすればいい？

A： 健康診断を受けるには、事前の申し込みが必ず必要です。国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人は4月、その他の社会保険に加入されている人等は7月に健康診断の申込書を郵送します。健康保険課窓口だけではなく、返信用封筒やオンライン申請が可能です。

### Q2：鍼灸券の助成制度について教えて。

A： 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人を対象に、指定された施術所において、1回1,000円分を町が負担します。事前に健康保険課の窓口で資格確認書等を持参してください。ただし、保険税（料）の滞納がある場合は、利用できません。

※1人年間30枚まで

### Q3：健康に関する講座を受けたい。

A： 町の保健師や管理栄養士による「出前講座」を実施しています。内容は、生活習慣病の予防や、健康づくり全般です。ご希望の際は、生涯学習課へお申し込みください。

### Q4：日曜日や夜間などに開いている病院はどこ？

A： 休日当番医や夜間診療機関については、広報おおつや町ホームページで確認できます。また、菊池郡市医師会及び医療情報ネット（ナビイ）においても確認できます。

## ●母子保健

### Q1：妊婦健診の助成は？

A： 妊婦健診の健診料を、補助の上限内で助成します。母子手帳交付時に、14回分の受診票を発行します。妊娠中に転入された人には、受診されていない分の受診票を発行します。

### Q2：産後ケア事業の利用方法は？

A： 対象者は、大津町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃんです。事前に町へ申請し、利用決定を受ける必要がありますので、まずはご相談ください。

（感染性疾患にかかっている人、医師による医療が必要と診断されている場合などは利用できません。）

**Q3：乳幼児の予防接種を教えてください。**

A： 乳幼児の定期予防接種は、町が指定する医療機関にて個別で実施しています。接種には事前の予約が必要となります。定期予防接種ワクチンにはロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、5種・4種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症などがあります。

予防接種を受けるには、母子健康手帳と予診票が必要です。予診票は町子育て・健診センターにて交付しておりますが、予診票の交付には母子健康手帳が必要です。接種履歴が確認できない場合は予診票の交付はできません。詳しくは町子育て・健診センターにお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。

**Q4：母子健康手帳の手続きは？**

A： 町子育て・健診センター1階（健康保険課母子保健係）で交付します。医療機関発行の天津町妊娠届出書、マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書を持参ください。

令和8年度より、交付手続きは事前予約制となっております。詳しくはホームページをご覧ください。

## ●子育て支援

### Q1：子育てに関する情報が欲しい。

A： おおづまち子育てハンドブックを町ホームページで公開しています。ご活用ください。



HP:子育て  
ハンドブック

### Q2：子育てに関するイベントを教えてください。

A： あいあい（子育てイベント情報チラシ）でお知らせします。詳しくは町ホームページをご確認ください。



HP：あいあい

### Q3：認可保育所や認定こども園へ入所するには？

A： 子育て支援課で入所申込が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。



HP：入園手続き

### Q4：こどもを預かってほしい。

A： お子様の預かりは次のものがあります。

- ・一時保育（一部の保育園で、日中のお預かり）
- ・休日保育（大津保育園で、休日の日中のお預かり）
- ・ショートステイ（子どもの養育が緊急一時的に児童養護施設を利用することができます。）
- ・ファミリーサポートセンター（協力会員によるお預かり）

詳しくは町ホームページをご確認ください。



HP：一時保育



HP：休日保育



HP：ショート  
ステイ



HP：ファミサポ

### Q5：病気の子どもを預かってくれる施設はある？

A： 町子育て支援センターにある施設「ひだまり」で病児・病後児保育が利用できます。事前に登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。



HP：病児保育

### Q6：妊娠・出産・子育てのことを相談をしたい。

A： 出産から子育て期を切れ目なくサポートするため「こども家庭センター」を設置しています。保健師や助産師、管理栄養士、精神保健福祉士などがお話を伺い、一緒に考え、お手伝いします。不安や悩みごとがありましたらお気軽にご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。



HP：子ども・  
家庭相談窓口

### Q7：出産直後の家事や育児のことが不安です。

A： 訪問ヘルパー事業があります。事前に登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。



HP：訪問ヘルパー事業

### Q8：近所の家から怒鳴り声や泣き声が聞こえて心配。相談先は？

A： 児童相談所全国共通ダイヤル（電話番号：189（いちはやく））で、24時間365日、近くの児童相談所につながります。また、大津町こども家庭センターでも相談を受けています。

**Q9：ひとり親家庭や児童扶養手当で相談したい場合は？**

A： ひとり親、児童扶養手当については福祉課にご相談下さい。また、各世帯に配布されている「大津町 暮らしの便利帳」の75ページにもひとり親家庭への支援についての記載があります。

**Q10：学童保育を利用したいけど？**

A： 放課後児童の健全育成のため、学童保育を行っています。  
申し込みは各学童保育施設になります。  
詳しくは町ホームページをご確認ください。



HP：学童保育

**Q11：子どもの医療費助成は？**

A： 町では、満18歳（高校3年生相当年齢）まで医療費の助成を行っています。  
県内医療機関で外来受診された場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分（2割～3割）については、「こども医療費受給者証」の提示により、自己負担が発生しません。  
また、入院された場合や県外医療機関・整骨院等を受診された場合は、いったんお支払いいただき1年以内に手続きをすることにより払い戻しをします。

**●小中学校**

**Q1：外国の文化や英語学習はどのように行なわれている？**

A： 小学校では5・6年生は英語、3・4年生は外国語活動の時間で、中学校では英語の時間を通して、コミュニケーション能力の基礎を養っています。また、小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、外国の言語や文化に親しみをもてるようにしています。

**Q2：不登校の子どもに対する支援は？**

A： 教育支援センターでは、不登校の子どもたちや保護者などを対象とし、相談や支援を行っています。

**Q3：小中学校の所在地と校区割りを知りたい。**

A： 小中学校については、各学校のホームページがありますのでそちらをご覧ください。大津町ホームページにリンクがあります。校区割りについては、行政区で校区を設定していますが、一部の行政区は校区が分割されていますので、詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

#### Q4：小規模特認校に行きたいけど手続きは？

A： 大津町では、大規模校区（大津小、美咲野小、室小）に住んでいる就学予定の児童（来年度新小学1年生）が希望すれば、小規模特認校である大津東小学校に通うことができます。例年10月ごろまでに募集を行いますので、広報おおつや町ホームページをご確認ください。

### ●住民票や証明書など

#### Q1：夜間や休日に住民票や証明書を取れますか？

A： 毎週水曜日は、午後7時まで住民課窓口を延長し、証明書発行業務を行っています。

#### Q2：コンビニで住民票や証明書を取れますか？

A： 利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等で住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書が取得できます。利用時間は一部店舗を除き、午前6時30分から午後11時までです。（12月29日から1月3日及びメンテナンス作業日は利用できません。）マイナンバーカード受け取り時に設定した数字4桁の暗証番号の入力が必要です。コンビニ交付の詳細については町ホームページをご覧ください。

#### Q3：郵送で住民票などを取れますか？

A： 郵便で証明書を取得できます。必要なものは、申請書、本人確認書類、定額小為替、返信用封筒（切手を貼り、送付先を記入したもの）です。戸籍の請求については、続柄が確認できる戸籍等が必要な場合もあります。申請書については町ホームページの申請書ダウンロードコーナーにあります。

#### Q4：印鑑登録証や印鑑を紛失した場合、どうしたらいい？

A： 印鑑登録証の再登録が必要です。本人が来庁され、公的機関が発行した顔写真付の身分証明書を持参された場合は即日登録できます。その他、代理人による登録などについては詳しくご説明いたしますので住民課へお尋ねください。

#### Q5：住んでいるところの役所で、戸籍謄本などの戸籍証明書は取れますか？

A： 令和6年3月1日より、全国どこの市町村窓口でも戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍謄本が取得できるようになりました。

ただし、戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍謄本以外の戸籍証明書は、本籍地の市町村でのみ取得が可能となっていますのでご注意ください。

市町村によっては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付で取得できる場合もありますので、本籍地の市町村にご確認ください。

※ 本籍地の市町村以外に申請される場合、本人または配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）が本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）を持参された場合のみ発行が可能です。代理で申請される場合は、本籍地の市町村へ申請が必要となりますのでご注意ください。

## ●税金

### Q1：税金の支払い方法を知りたい。

A： 町税の支払い方法は、大きく分けて口座振替と納付書払いの2つがあります。口座振替は、事前に振替口座を登録することで、納期限日に登録口座からの引き落としが可能です。納付書払いは、納付書の裏面に記載された金融機関・郵便局での支払いの他に、バーコードが記載された納付書であれば、コンビニエンスストアでの支払いや、スマホアプリ・クレジットカードを利用した支払いも可能です。

また、二次元バーコードが記載された納付書は、スマートフォンなどで「地方税お支払いサイト」にアクセスし、カメラでバーコードを読み取って電子決済が出来ます。（ただし、納期限内の支払いに限ります。）

### Q2：住民税の申告が必要なのはどのような人ですか？

A： 1月1日に大津町に住所がある人は原則として申告が必要です。ただし、確定申告をした人、前年中の所得が給与または公的年金のみの人は基本的に申告の必要はありません。（医療費控除や雑損控除などを受けようとする場合は申告が必要です。）申告が必要かどうかわからない場合は税務課にお尋ねください。

### Q3：年金収入しかないのですが住民税の申告は必要ですか？

A： 公的年金のみの人は申告する必要はありません。ただし個人年金の収入がある場合や医療費控除や雑損控除などを受ける場合は申告が必要です。

また、障害年金や遺族年金などの非課税年金は、原則申告不要ですが、その他に収入がなく、どなたの扶養にも入っていない人は課税収入0の住民税申告が必要です。

### Q4：退職して現在無収入ですがなぜ住民税がかかるのですか？

A： 住民税は前年中の所得に対してかかります。前年中にお仕事をして所得があった場合は、今年度に住民税がかかることとなります。

### Q5：廃車した軽自動車の納税通知書が届いたが、払わなければならないのですか？

A： 軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。廃車された日が4月1日以降の場合は今年度の税金もお支払いをお願いします。また、県外で廃車（名義変更等）をされた場合は、廃車手続きの他、税止めの申告も必要になりますので、忘れずに申告をお願いします。

### Q6：軽自動車税をスマホアプリから支払ったため、納税証明書を持っていないので、車検用納税証明書を発行できますか？

A： 車検用納税証明書が必要な場合は、住民課窓口で発行できます。軽JNK<sup>ジェンクス</sup>S（軽自動車納付確認システム）が導入されているため、継続検査窓口での納税証明書の提示は不要です。ただし、未納がある人や、納付直後に車検をする人についてはこの限りではありませんので、必要な場合は税務課にお尋ねください。

**Q7：住宅を新築して4年目になりますが、固定資産税が急に上がったのはなぜですか？**

A： 新築住宅の場合、住宅の120㎡までが1/2に減額される軽減が受けられます。この軽減が適用されるのは3年間のため、4年目は通常の税額に戻ります。（長期優良住宅の場合、新築軽減は5年間です。）

**●国民健康保険**

**Q1：会社を退職し国民健康保険に入るにはどうすればいい？**

A： 健康保険の資格喪失証明書または離職票など、退職日が記載された書類を持参してください。

**Q2：医療費が高額になった場合の手続きは？**

A： 事前に、資格確認書等を持参していただき窓口で申請すると、「限度額認定証」を交付しますので、医療機関の窓口で提示することで限度額までの支払いとなります。限度額認定証の提示をされなかった場合は、いったん支払ったあと、健康保険課で手続きをされると、後日返金いたします。（マイナ保険証を使用すると、オンラインで限度額の確認ができますので、手続きは不要です）。

**Q3：70歳になりますが、病院の負担割合が変わりますか？**

A： 誕生日の翌月から所得に応じて2割または3割負担となります。誕生月に、説明会を実施しますので、対象者となる方に郵送でご案内します。

**●後期高齢者医療保険**

**Q1：医療費が高額になった場合の手続きは？**

A： 事前に、資格確認書を持参していただき窓口で申請すると、認定区分を併記した資格確認書を交付しますので、医療機関の窓口で提示することで各月の限度額までの支払いとなります。上限額を超えて支払った場合は、熊本県後期高齢者医療広域連合から後日返金があります。（マイナ保険証を利用の方は、オンラインで認定区分の確認ができますので、事前の手続きは不要です）。

**Q2：医療機関受診の際の窓口負担割合はどのように決めるのですか？**

A： 住民税の課税所得が145万円を超えている場合は3割負担、住民税の課税所得が28万円を超えている場合、2割負担、課税所得が28万円未満の場合、1割負担となります。それぞれの負担割合については、個人の収入の要件で異なりますので、詳しくはお尋ねください。

## ●ごみ・環境・ペット

### Q1：粗大ごみの収集方法を教えてください。

A： 町指定のごみ袋に入らないものが「粗大ごみ」となります。収集を依頼する場合は、収集日の前日15時までに事前に(有)日野環境（096-239-2156）へ予約し、粗大ごみ指定ステッカーを購入・貼り付け後、指定の日に収集を行います。詳しくは「ごみ収集カレンダー」もしくは「大津町ごみ分別アプリ」でご確認ください。

### Q2：町で収集できないごみはありますか？

A： 事業所（商店・事務所等）から出るごみ、廃タイヤ、廃油缶等は町で収集できません。詳しくはごみ収集カレンダーもしくは「大津町ごみ分別アプリ」でご確認ください。

### Q3：家庭用電動式生ごみ処理機の購入費補助はありますか？

A： 家庭用電動式生ごみ処理機を購入された場合は、購入費の1/2（上限3万円）を補助する制度があります。補助金には要件がありますので、詳しくは環境保全課へお尋ねください。

### Q4：家から出るごみを庭で燃やしていいですか？

A： 決められた施設以外での廃棄物の焼却は法律で禁止されています。家から出るごみは、分別し町指定の袋に入れて、指定の日にごみステーション等に出してください。

### Q5：野犬が徘徊して怖いので捕獲してほしい。

A： 野犬は、狂犬病予防法に基づき町や保健所で捕獲を行いますので、環境保全課へご連絡ください。

## ●相談

### Q1：法律に関する相談を無料で出来ますか？

A： 毎月第2、第4木曜日の午前10時から正午まで法律相談を実施しています。1人20分となっており、住民課への予約が必要です。

### Q2：いじめや差別などの相談窓口はありますか？

A： 人権推進課人権推進係で受け付けています。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

### Q3：心身の健康に関する相談はできますか？

A： 大津町では毎週月曜日午前9時から午後3時（年末年始や祝日は除く）、こころの健康相談を実施しています。個人情報や個人の秘密は固く守られますので、身近な相談窓口としてお気軽にご相談ください。

また、令和8年度からはSNS（チャット）による相談を24時間365日実施します。AIによる相談のほか、週2回（火曜日と日曜日）の午後6時～午後10時までは、専門相談員による相談対応も実施します。

詳しくは町子育て・健診センターにおたずねいただくか、ホームページをご覧ください。

**Q4：DV（配偶者等からの暴力）について相談できる場所は？**

A： 人権推進課男女共同参画推進係で相談を受け付けています。配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいたら、ひとりで悩まずご相談ください。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。相談は無料です。秘密は守られます。

**Q5：境界のトラブルを相談したいのですが。**

A： 法律相談を希望される場合は住民課へご予約ください。

**Q6：身に覚えのない請求メールが来た。どうすればいい？**

A： 身に覚えのないメールやはがき、SNSを通しての請求通知は基本的には支払う必要はございません。大津町では広域連携として菊陽町、西原村と協定を結んでおり、平日いずれかの町村で消費生活相談を受け付けております。ご心配な場合はご利用ください。

**Q7：悪質商法、契約トラブル、振り込め詐欺といった消費生活の相談をしたいのですが。**

A： 毎週火曜日と金曜日の午前10時から午後4時（年末年始や祝日は除く）に役場又は電話にて消費生活相談を無料で受け付けています。大津町他、菊陽町役場（月曜日・木曜日）、西原村役場（水曜日）でも相談できます。専門の相談員が対応します。相談をご希望の場合は総務課へご連絡ください。

役場総務課	☎ 096（293）3111
菊陽町（総合政策課）	☎ 096（232）2112
西原村（商工観光課）	☎ 096（279）3172

## ●住宅

**Q1：町営住宅に入居するにはどうすればいいですか？**

A： 町営住宅は住宅にお困りの方で、大津町に住んでいるか、勤務地が大津町の人で、条例で定める基準以下の所得であり、原則として同居する親族がいることなどを入居基準として、年4回程度広報紙により公募しています。受付期間前に都市計画課住宅係までご相談ください。

**Q2：建築物の耐震診断や耐震改修費用の補助はありますか？**

A： 戸建て木造住宅の耐震診断については、「大津町戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業」という補助があります。  
戸建て木造住宅の耐震改修等については、「大津町戸建て木造住宅耐震改修等事業」という補助があります。

（対象家屋）

現行の耐震基準を満たさない（平成12年5月31日以前に着工した）住宅又は高齢者等が居住する住宅及び熊本地震で被災した住宅で現に居住中であるもの等

※申請内容によって補助額等異なりますので、詳しくは都市計画課建築係までお問い合わせください。

**Q3：高齢者や障がい者等が住む場所（アパート等）を支援する制度はありますか？**

A： ふくしの相談窓口で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

## ●交通

**Q1：乗合タクシーを利用したいけど手続きは？**

A： 利用者登録などの手続きは必要ありません。地区ごとの予約専用電話番号にお電話のうえ予約してください。（詳細は41ページを参照ください）

**Q2：カーブミラーを設置してほしいけど手続きは？**

A： 新設のカーブミラー設置については、区からの申請を受け付けておりますので、まずお住まいの地区の区長さんにご相談をお願いします。町では区からの要望を受け、現地調査をし、町と大津地区交通安全協会と警察とで協議し、設置箇所を決定しています。

**Q3：車が飛ばすので速度規制をかけてほしいのですが。**

A： 速度制限、一時停止などの規制や横断歩道の設置などは熊本県公安委員会が調査を実施したうえで行っており町ではできません。町は要望がありましたら警察と協議をしますので、防災交通課までご相談をお願いします。

**Q4：違反駐車される場所があるので取り締まってほしい。**

A： 取り締まりは警察が行っておりますので、警察にご相談をお願いします。

**Q5：運転免許証を返納した場合、何か特典がありますか？**

A： 大津町では令和6年7月より運転免許証を返納した高齢者向けの交通支援を行っています。

支援の内容は

1. 運転経歴証明書の交付に係る申請手数料に対する補助金1,100円
2. 県内のほとんどのタクシーで利用できるタクシー利用券10,000円分を1回限り交付します。
3. バスICカード5,000円分（保証料500円を含む）を1回限り交付します。

具体的な支援の対象者やお手続きの流れにつきましては町ホームページや防災交通課までお尋ねください。

お問い合わせ 役場防災交通課 ☎096(285)5006

## ●商工

### Q1：事業者に対する支援制度はありますか？

A： 店舗改装等に伴う利子補給制度があります。

### Q2：大津町にはどんな祭りがありますか？

A： 大津町には春の『大津つつじ祭』（開花時期に合わせて4月中旬以降に開催）、夏の『大津地蔵祭』（例年8月23日・24日に開催）、秋の『からいもフェスティバル』（11月の第2日曜日に開催）の3つの大きな祭りがあります。

## ●図書館

### Q1：図書館のお休みはいつ？

A： 月曜日・毎月第1金曜日・年末年始（12月29日～1月3日）がお休みです。

### Q2：利用カードを作るのに必要なものは？

A： 名前と住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書）が必要です。通勤通学で大津町にいらっしゃる人は、併せて通勤証明書または学生証をお持ちください。（通勤証明書の様式は、おおつ図書館ホームページからダウンロードできます）

### Q3：図書館では、どんなものが借りられるの？

A： 本・雑誌・CD・DVD・パネルシアター・ボードゲームが借りられます。

## 一 役場への問い合わせ先一覧（電話番号） 一

### ■ 住民課 096(293)3112

- ・住民異動や戸籍関係の届出（転入、転出、転居、出生、死亡、婚姻など）について
- ・住民票や税証明、印鑑証明、戸籍等の各種証明書の発行について
- ・マイナンバーカードの申請について ・旅券（パスポート）の申請について
- ・国民年金の届出や手続きについて

### ■ 税務課 096(293)3117

- ・住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の課税や支払いについて

### ■ 環境保全課 096(293)3113

- ・ごみの収集や分別について ・犬の登録や狂犬病予防注射について
- ・再生可能エネルギーについて

### ■ 福祉課 096(293)3510

- ・障害福祉サービスについて ・児童扶養手当について

### ■ ふくしの相談窓口 096(293)3122

- ・生活や福祉に関する困りごとについて

### ■ 障がい者相談支援センター 096(292)0114

- ・障がいに関する困りごとについて

### ■ 介護保険課 096(293)3511

- ・介護保険制度や各種介護サービスについて

### ■ 地域包括支援センター 096(292)0770

- ・介護予防について ・高齢者の様々な相談ごとについて

### ■ 健康保険課 096(293)3114

- ・国民健康保険や後期高齢者医療の加入や資格喪失の手続きについて
- ・こども医療について

### ■ 健康保険課 健康推進係・母子保健係（子育て・健診センター） 096(294)1075

- ・予防接種や乳幼児健診・相談、住民健診・相談について

### ■ 子育て支援課 096(293)5981

- ・幼稚園や保育園について ・児童手当について

### ■ 子ども家庭センター

- ・子育てに関する相談ごとについて（子育て支援課） 096(293)5981
- ・妊娠、出産、発育発達に関する相談ごとについて（健康保険課） 096(294)1075

### ■ 学校教育課 096(293)3349

- ・町立学校のことや校区について

### ■ 教育施設課 096(293)6806

- ・学校教育施設の営繕管理、建築・改修計画、ICT機器の整備について

- 人権推進課 096(293)0863
  - ・人権教育や人権啓発、男女共同参画推進について
- 人権推進課 人権啓発福祉センター 096(293)7920
  - ・人権啓発や住民交流について
- 農政課 096(293)3116
  - ・農業振興地域整備計画について ・地域計画について ・営農計画について
  - ・農業資金について ・農業後継者育成について ・農業用機械や施設の導入について
  - ・認定農業者について ・畜産振興について ・家畜衛生や防疫について
  - ・ほ場整備事業について・農業用水路について ・林業の振興や町有林について
- 農業委員会 096(293)6686
  - ・農地の売買や貸し借り、農地転用について
- 商業観光課 096(293)3115
  - ・商業や観光について ・労働行政や求人情報について
- 企業振興課 096(293)5775
  - ・工業の振興や企業誘致について
- 都市計画課 096(293)4011
  - ・都市計画や開発行為について ・町立公園管理について
- 都市計画課 住宅係 096(293)8802
  - ・町営住宅の修繕及び入退去について
- 建設課 096(293)2815
  - ・道路や河川の整備や管理について
- 下水道課 096(293)9511、096(293)5679
  - ・下水道事業や下水道使用料について ・浄化槽について
- 工業用水道課 096(293)3123
  - ・工業用水道事業について
- 総務課 096(293)3111
  - ・コミュニティ活動災害補償保険について ・消費生活相談について
  - ・各種地域づくり補助金について ・国際交流について
- 総合政策課 096(293)3118
  - ・町の政策について ・振興総合計画について ・公共交通について ・広報について
- 財政課 096(293)3555
  - ・町の財政について ・入札、契約について
- 防災交通課 096(285)5006
  - ・消防団関係について ・防災や交通安全について ・防犯灯や街灯について

- 選挙管理委員会 096(293)3111
  - ・投票所の場所や期日前投票について
- 会計課 096(293)5355
  - ・町税等の支払いについて
- 議会事務局 096(293)8989
  - ・議会傍聴について ・請願、陳情について
- 生涯学習課 生涯学習係 096(293)2180
  - ・生涯学習や出前講座について ・二十歳式について
- 生涯学習課 公民館（大津町生涯学習センター） 096(293)2146
  - ・生涯学習施設や公民館の予約について ・公民館講座について
- 生涯学習課 生涯スポーツ係 096(293)2180
  - ・スポーツ団体について ・スポーツ教室講習会等について
- おおづ図書館 096(294)8011
  - ・図書の出貸について ・移動図書館について

## — 各種相談 —

相談内容	相談日	場所	問い合わせ先
行政相談	毎月第3木曜日	大津町役場	住民課 096(293)3112
法律相談	毎月第2・第4木曜日 (要予約)		
年金相談	毎月第3金曜日 (要予約)		
消費生活相談	毎週月・木曜日	菊陽町役場	総合政策課 096(232)2112
	毎週火・金曜日	大津町役場	総務課 096(293)3111
	毎週水曜日	西原村役場	商工観光課 096(279)3172
心配ごと (児童)相談	毎月第1月曜日	人権啓発福祉センター	大津町社会福祉協議会 096(293)2027
	毎週火曜日	老人福祉センター	
身体障がい者 相談	毎月第1月曜日	老人福祉センター	
教育相談	随時	相談内容による	大津町教育支援センター 096(293)2231



令和8年度  
ことしのまちのしごと

編集：大津町役場  
総務課  
地域づくり推進係